

第2次 北はりま定住自立圏 共生ビジョン

【平成28～32年度】

平成28年3月
西脇市・多可町



目次

第1 共生ビジョンの概要

1	定住自立圏の名称	1
2	定住自立圏の構成市町	1
3	共生ビジョンの目的・役割	1
4	共生ビジョンの期間	2

第2 圏域の現況

1	広域連携の取組経緯	3
2	圏域の構成市町の概況	4
3	第1次（平成23～27年度）ビジョンの評価・検証	22

第3 圏域の将来像

1	圏域の課題と対応方策	25
2	圏域の将来像	31

第4 具体的な取組内容

1	具体的な取組内容の全体像	33
2	生活機能の強化	35
3	結びつきやネットワークの強化	59
4	圏域マネジメント能力の強化	71
5	取組内容の推進に向けて	73

資料

1	北はりま定住自立圏における取組経緯	74
2	北はりま定住自立圏共生ビジョン会議委員名簿	77
3	北はりま定住自立圏共生ビジョン会議条例	78
4	中心市宣言	80
5	北はりま定住自立圏形成協定	86

第1 共生ビジョンの概要

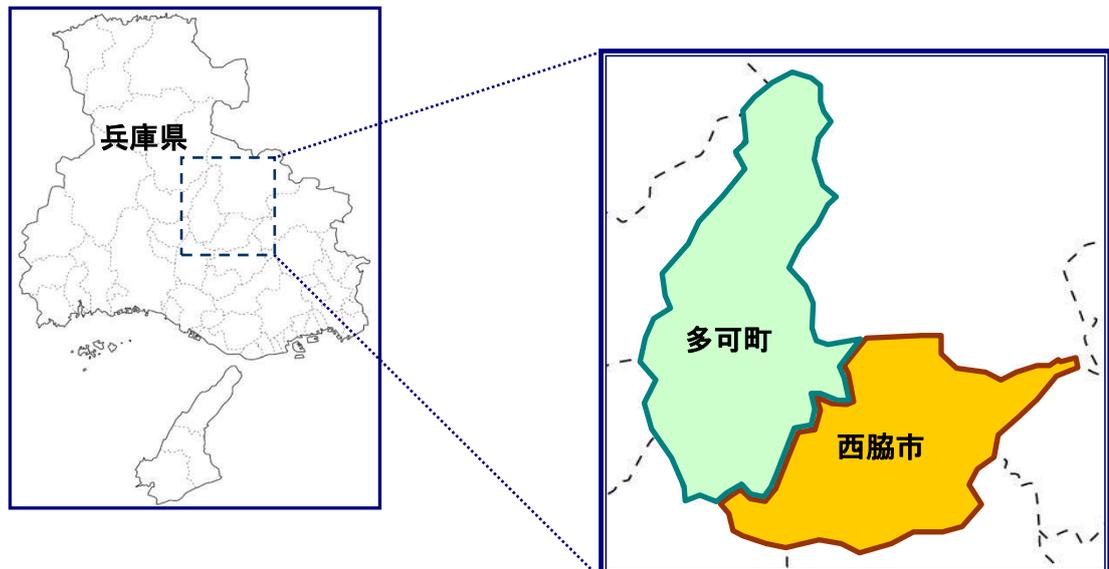
1 定住自立圏の名称

北はりま定住自立圏

本圏域を構成する1市1町は、西脇市を中心市として圏域を構成していますが、加西市及び加東市を中心市とする北播磨広域定住自立圏にも含まれ、包含型の定住自立圏となっています。

2 定住自立圏の構成市町

西脇市、多可町



3 共生ビジョンの目的・役割

定住自立圏構想は、自治体の枠組みを越えて生活に必要な都市機能を有する中心市とその近隣市町村（連携市町村）で形成される定住自立圏において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と近隣市町村（連携市町村）が相互に連携と協力し、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

本ビジョンは、安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向け、中・長期的な視点から北はりま定住自立圏が目指す将来像を定めるとともに、将来像を実現するために必要な具体的な取組を示すものです。

4 共生ビジョンの期間

本ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、毎年度所要の変更を行うものとします。



第2 圏域の現況

1 広域連携の取組経緯

兵庫県のほぼ中央部に位置する西脇市と多可町の区域は、8世紀に編さんされた「播磨国風土記」において託賀郡（たかのこおり）と記されており、両市町の大部分は多可郡として地理的・歴史的に深いつながりを持ちながら発展してきました。国内有数の先染綿織物である播州織の産地として飛躍的に発展を遂げた大正期以降は、交通の発展とともに経済的なつながりも深まり、一体的な生活圏を形成するようになってきました。

戦後の市町村合併で旧西脇市と多可郡4町が成立し、昭和45（1970）年には北播磨地域の他市町とともに、国の広域市町村圏構想に基づき播磨内陸広域行政協議会を設立し、広域行政に取り組んできました。

また、旧西脇市と多可郡4町では、昭和55（1980）年に西脇市多可郡消防事務組合を設置し、消防・救急業務を共同で処理してきました。その後農業共済事務の共同処理に伴い、平成元（1989）年に同組合を西脇多可行政事務組合に改称し、以降介護・障害認定審査業務、斎場業務など行政事務の広域化を推進してきました。また、ごみ処理についても北播磨清掃事務組合を関係市町とともに設置し、広域的に取り組んできました。

両市町では、こうした一部事務組合での行政事務の共同処理のほかにも、都市との交流の促進による地域活性化を目的に、平成6（1994）年には「北はりまハイランド構想」を策定するなど圏域の総合的な発展に向けた政策の推進に共同で取り組んでいます。さらに行政以外の活動においても、経済・文化などさまざまな場面での住民活動が連携して行われており、西脇市・多可郡は一体的な生活圏であることが伺えます。

全国的な「平成の大合併」の潮流の中、住民からは旧西脇市と多可郡4町を枠組みとした市町村合併の動きがみられましたが、最終的には協議が整わず、平成17（2005）年度には西脇市と多可町の2つの枠組みに分かれて合併することとなりました。合併後も自治体の枠組みを越えた地域課題や広域的な行政需要に対応するため、両市町での連携を推進しており、その一環として定住自立圏構想に取り組んでいます。

2 圏域の構成市町の概況

(1) 構成市町の地勢・沿革

① 西脇市

西脇市は、平成17（2005）年10月に旧西脇市と多可郡黒田庄町が合併して誕生しました。東経 135度と北緯35度が交差する日本列島の中心―「日本のへそ」に位置しており、人口42,377人（平成27（2015）年4月1日現在）、面積132.44km²の都市です。

地形的には、標高 200～ 600mの山地や丘陵に囲まれ、中央部を県内最長の加古川が貫流し、市域南部で杉原川・野間川と合流し、これらの河川沿いの平野部に集落や農地が形成されています。

明治期以降、豊かな水資源を利用し、家内工業であった綿織物が工場生産の播州織として発展し、昭和初期には急速に市街地が形成され、北播磨地域の商都としても繁栄しました。こうした地場産業の興隆を背景に、昭和27（1952）年には西脇町ほか3村が合併し、県内内陸部では最初の市となる西脇市が誕生しました。以来北播磨北部地域の行政・経済・住民生活の中核都市として発展を遂げてきました。



② 多可町

多可町は、平成17（2005）年11月に多可郡中町・加美町・八千代町が合併して誕生しました。兵庫県のほぼ中央部、北播磨地域の最北に位置しており、人口22,247人（平成27（2015）年4月1日現在）、面積185.19km²のまちです。旧町単位で、中区・加美区・八千代区の3つの地域自治区が設置されています。

地形的には、千ヶ峰を最高峰とする中国山地の東南端の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区・中区を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区を貫流しています。中山間地域のため平地が少なく、全体面積の約8割を山林が占め、宅地と田畑の面積は、合わせて1割程度となっています。

播州織の興隆に伴い、西脇市と一体的な経済圏を形成するとともに、酒造好適米の山田錦の発祥地としても知られ、稲作を中心とした農業生産にも取り組んでいます。



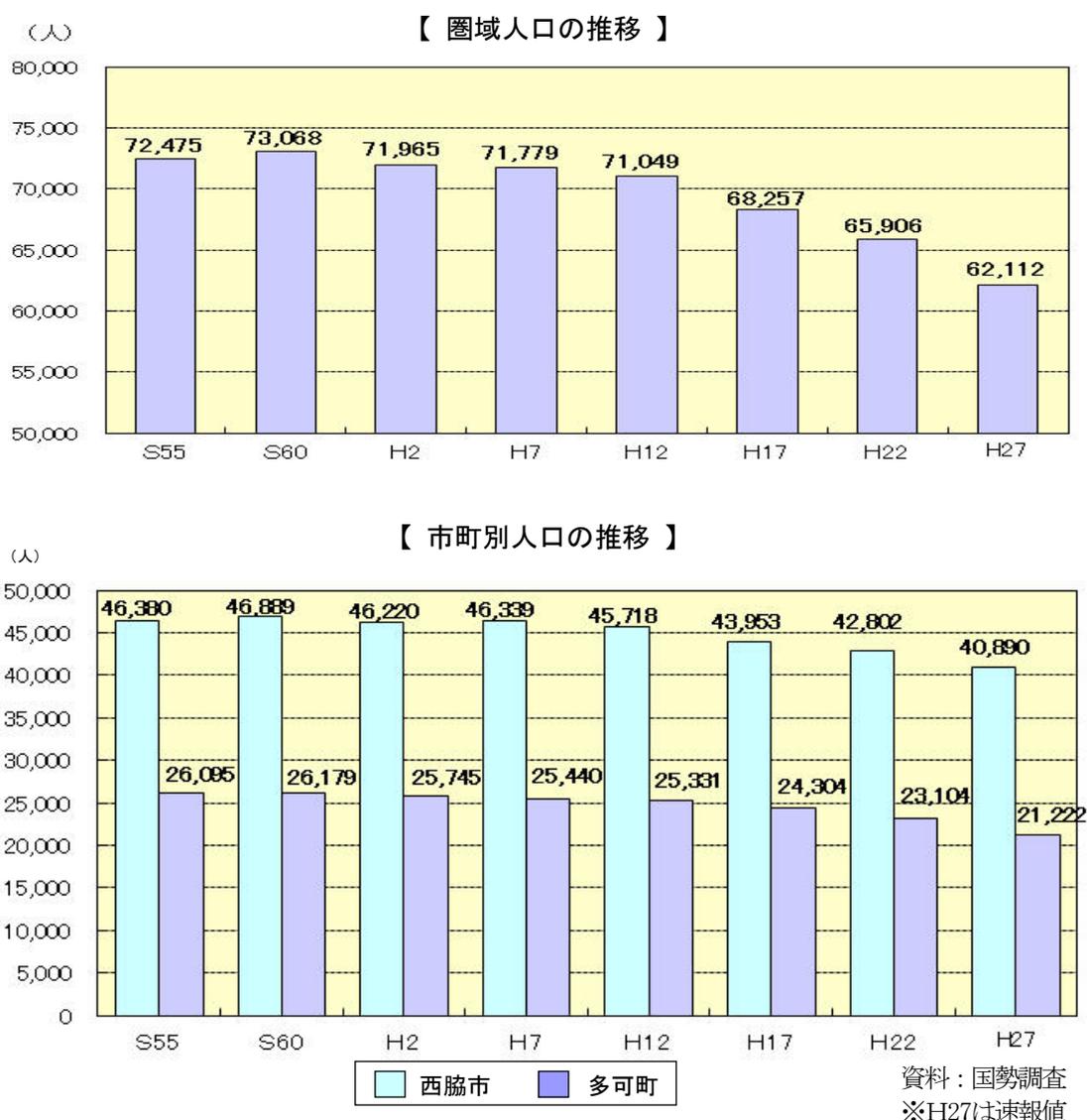
(2) 人口・世帯数

① 人口

圏域の人口は、昭和35（1960）年の79,835人をピークにその後は72,000人前後で横ばいに推移していましたが、平成17（2005）年には68,257人と7万人を割り込み、平成27（2015）年にはさらに減少し、62,112人となっています。

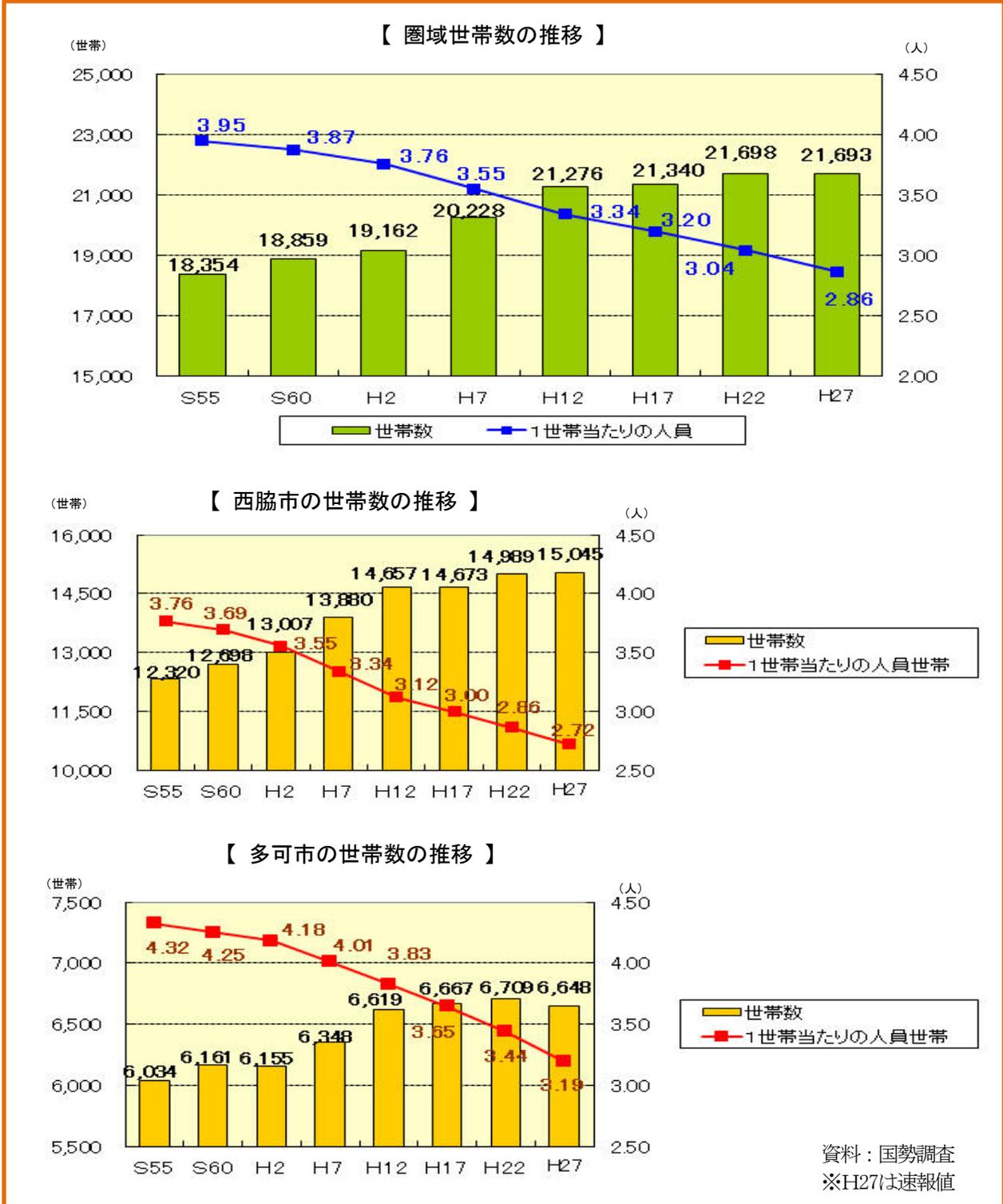
市町別の推移では、西脇市は平成7（1995）年までは46,000人台で推移していましたが、以降は減少傾向に転じ、平成27年では40,890人となっています。多可町は昭和60（1985）年から緩やかに減少していましたが、平成12（2000）年以降は減少率が大きくなっており、平成27年では21,222人となっています。

我が国全体の人口が減少する中、本圏域においては自然増減（出生数－死亡数）、社会増減（転入者数－転出者数）ともにマイナスとなっており、平成17年（2005）年以降の減少率は大きく、今後も減少傾向が続くことが予測されます。



② 世帯

圏域の世帯数は、人口が減少に転じている中、一貫して増加しています。人口の減少とともに世帯数の伸びも鈍化していますが、平成27（2015）年には21,693世帯となっています。また、1世帯当たりの人員は、一貫して減少しており、西脇市が2.72人、多可町が3.19人となっています。核家族や単身の世帯が増加していることが伺えます。

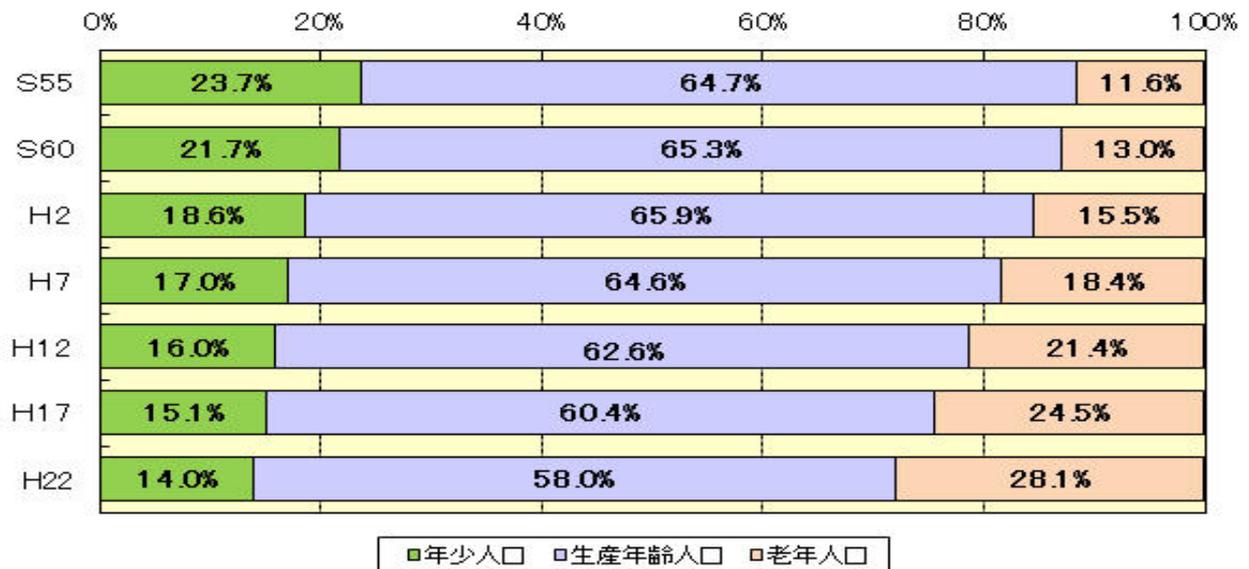


③ 年齢3区分別人口

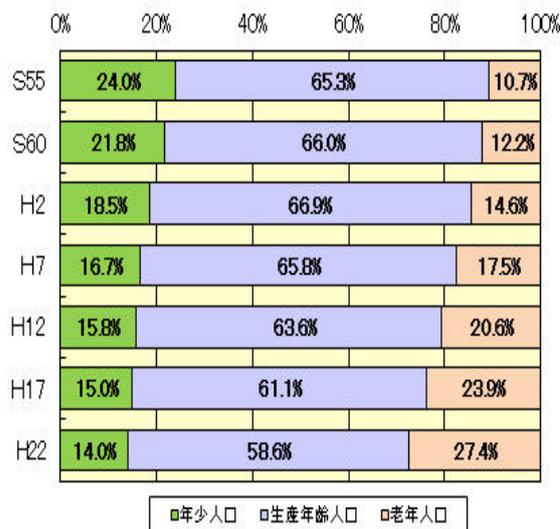
圏域の年齢3区分別人口は、全国的な傾向と同様に15歳未満の年少人口の割合が減る中、65歳以上の老年人口の割合が増加しています。平成7（1995）年に老年人口が年少人口を上回り、以降その差は拡大を続けています。また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口の割合も団塊の世代の高齢化に伴い、徐々に減少し、平成22（2010）年には38,195人となっています。

昭和55（1980）年には8,404人であった老年人口は、平成22（2010）年には18,485人となり、3.5人に1人が65歳以上となっています。本圏域は、全国・兵庫県平均を上回る高齢化率となっており、今後もさらに少子高齢化が進行することが予測されます。

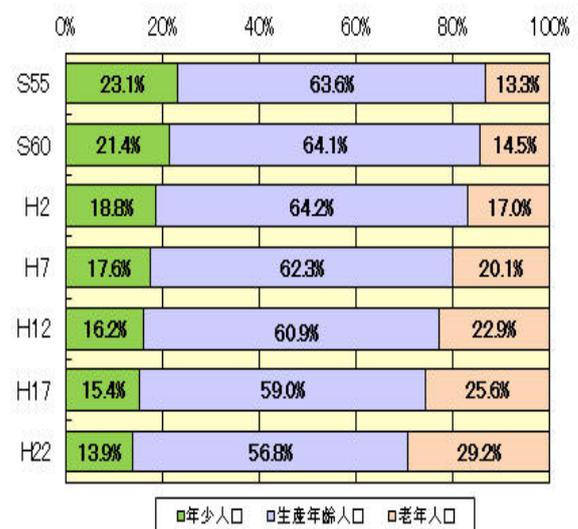
【 圏域の年齢3区分人口の推移 】



【 西脇市の年齢3区分人口の推移 】



【 多可町の年齢3区分人口の推移 】



資料：国勢調査

④ 昼間人口・流出入人口

中心市の要件を備える西脇市は、播州織の発展に伴い工場や商店などが集積し、3つの高等学校が所在することから、常住人口よりも昼間人口が上回っています。平成22（2010）年では、常住人口42,802人に対し、昼間人口は43,042人と240人の流入超過となっており、昼夜間人口比率は1.006となっています。

一方、多可町は昼間人口が常住人口を下回っており、平成22年では、常住人口23,104人に対し、昼間人口は20,430人と2,674人の流出超過となっており、昼夜間人口比率は0.884となっています。

事業所の閉鎖等により、西脇市への流入人口は減少しつつありますが、依然として、西脇市における多可町からの流入人口は多く、多可町における西脇市への流出人口割合は4割を超えています。



【 西脇市への流入人口の推移 】

区 分	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年
流入人口	5,595人	7,541人	8,634人	8,205人
多可町からの流入人口	2,380人	2,595人	2,479人	2,301人
西脇市の流入人口に占める割合	42.5%	34.4%	28.7%	28.0%
多可町の流出人口に占める割合	66.7%	54.5%	39.8%	44.9%

資料：国勢調査

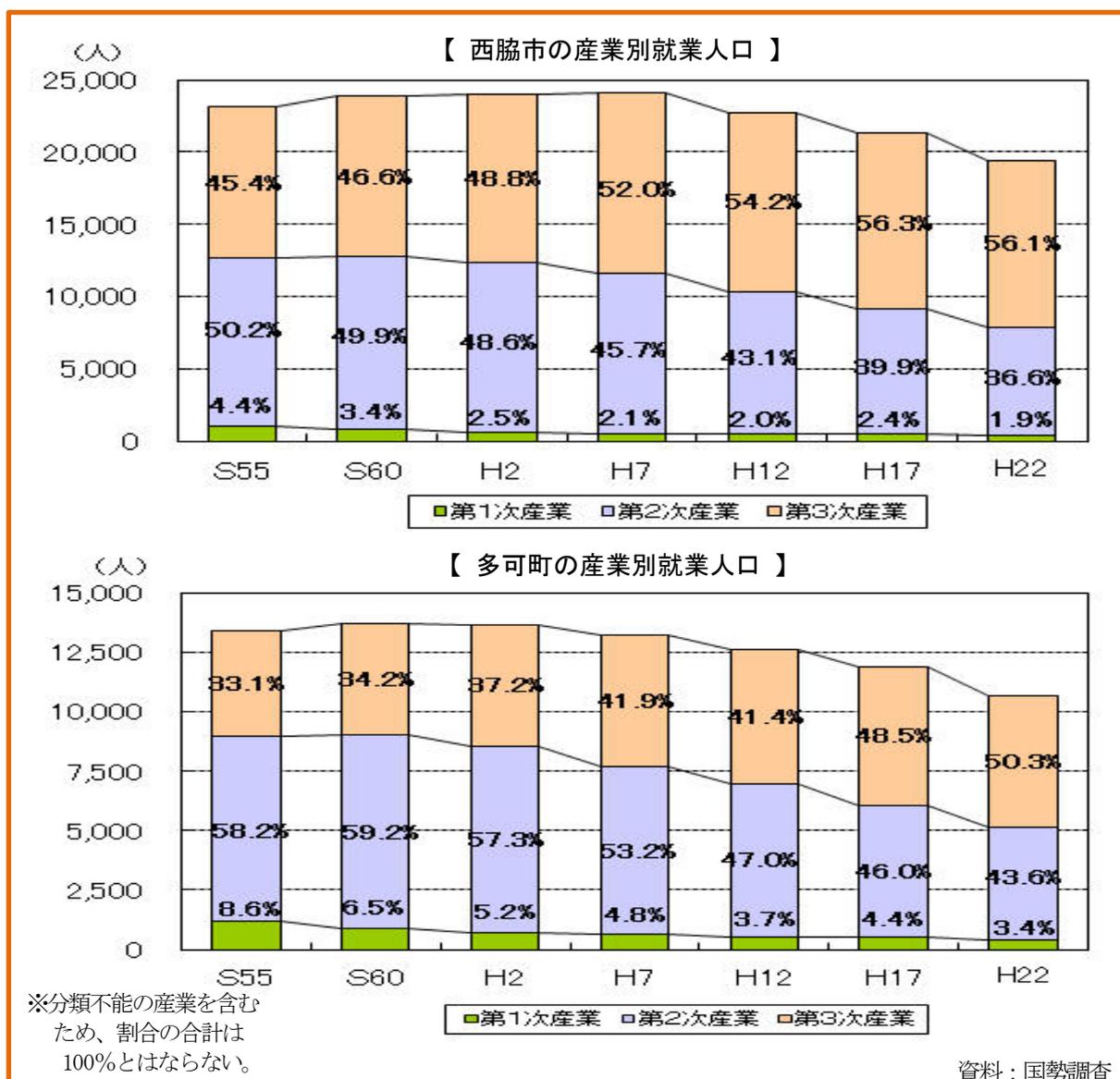
(3) 産業・経済

① 産業別就業人口

圏域における居住地の産業別就業人口は、平成22（2010）年では31,465人となっています。織物など地場産業の従事者が多かったことから、本圏域では従来第2次産業への就業者割合が高い傾向がみられましたが、産業構造等の変化により全国的な傾向と同じく、第3次産業の就業者の割合が増加しています。

西脇市では、平成2（1990）年に第2次産業と第3次産業の就業者の割合が逆転、平成17（2005）年には第2次産業の就業者は4割を下回り、以降減少傾向にあります。また、少子高齢化の進行に伴い、西脇市の就業者人口も平成7年の24,138人をピークに減少し、平成22（2010）年には20,499人となっています。

多可町では、西脇市と同様第2次産業の就業者の割合が高い傾向にありましたが、平成17年には第3次産業の就業者割合を下回りました。また、就業者人口は昭和60（1985）年をピークに減少し、平成22年には10,966人となっています。



② 総生産・所得

圏域の市町総生産額は、平成10（1998）年度が 2,288億 3,700万円と最も高く、平成24（2012）年度には 1,749億5500万円となっています。就業者1人当たりの総生産額は、就業者人口が減少していることから、両市町ともに平成19年度が最も高く、以降減少しています。一方、人口1人当たりの市町民所得は、両市町ともに平成10年度が最も高く、平成24年度では25%以上減少しています。

就業者1人当たりの総生産額、人口1人当たりの市町民所得ともに、兵庫県平均よりも低くなっています。

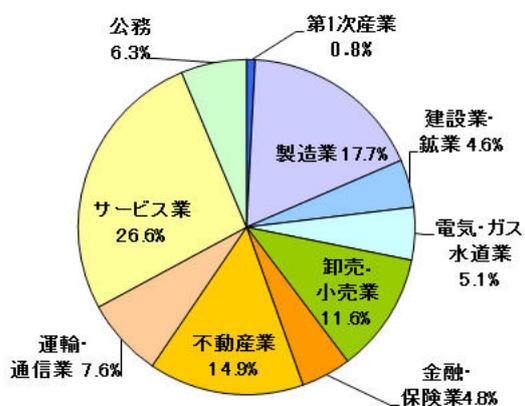
平成24年度の市町内総生産の構成比でみると、西脇市では製造業に代わりサービス業が約3割と最も高くなっており、多可町では引き続き製造業の割合が最も高くなっています。

【 圏域市町の総生産・市町民所得 】

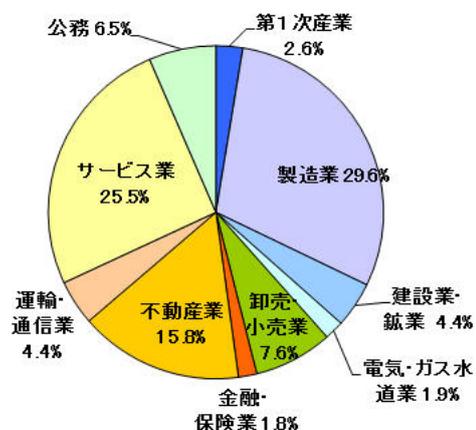
単位：市町総生産 … 百万円、1人当たりの総生産額・市町民所得 … 万円

区 分		平成10年度	平成13年度	平成16年度	平成19年度	平成21年度	平成24年度
西脇市	市町総生産	160,870	160,558	153,711	158,902	149,900	122,761
	就業者1人当たりの総生産額	7,033	6,507	6,242	7,053	6,690	6,345
	人口1人当たりの市町民所得（分配）	2,959	2,623	2,376	2,544	2,347	2,196
多可町	市町総生産	67,967	65,172	61,808	59,501	53,525	52,194
	就業者1人当たりの総生産額	6,183	5,949	5,853	6,573	5,592	5,197
	人口1人当たりの市町民所得（分配）	2,896	2,520	2,317	2,345	2,136	2,081

【 西脇市の総生産（名目）の構成比 】



【 多可町の総生産（名目）の構成比 】



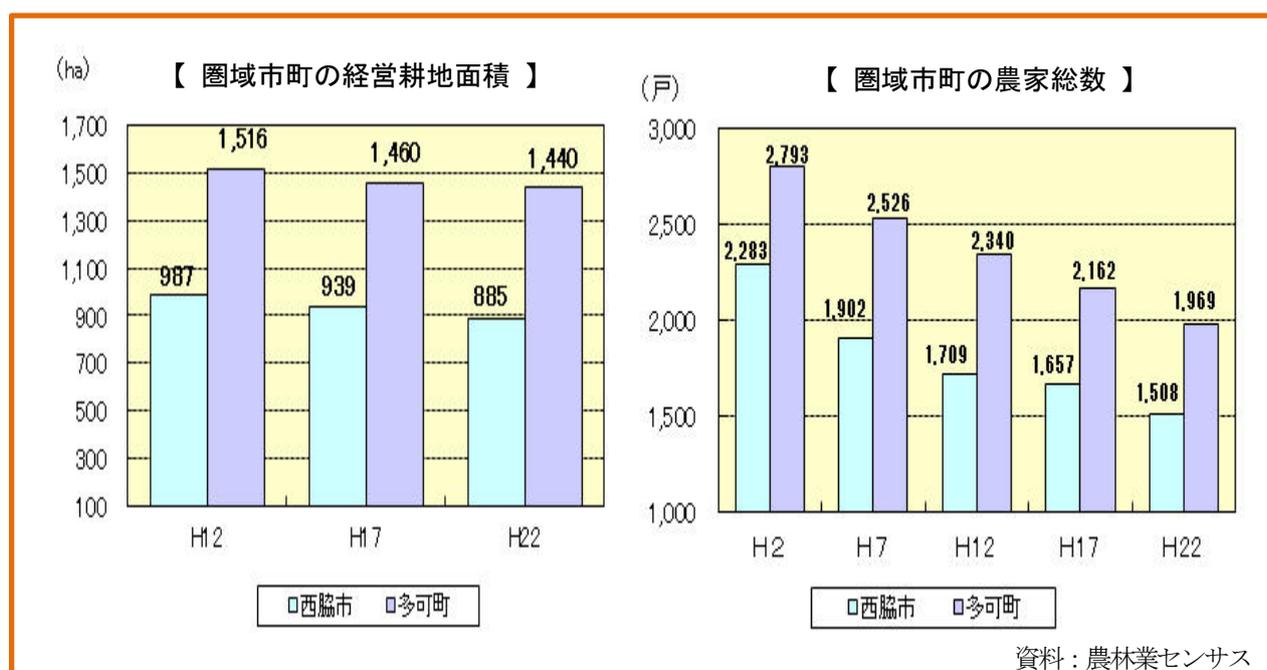
資料：(H24) 兵庫県市町民経済計算

③ 第1次産業

圏域における経営耕地面積・農家総数は、ともに減少傾向にあります。

経営耕地面積は、両市町ともに減少し、平成12（2000）年の2,503haが平成22（2010）年には2,325haとなっています。

農家総数は、平成2（1990）年と平成22（2010）年の比較では、西脇市が34%、多可町が30%減少しています。両市町とも専業農家が極端に少なく、平成22年では西脇市が81戸、多可町が122戸となっています。



④ 第2次産業

圏域における製造業の事業所数は減少傾向にあります。平成7（1995）年と平成25（2013）年との比較では、西脇市が315事業所から161事業所と約半数に減少し、多可町が254事業所から104事業所と約6割減少しています。規模別では、大半が従業員30人以下の小規模な事業所となっています。

従業員数については、西脇市では平成19（2007）年に大きく伸びて以降、大幅な減少に転じています。一方、多可町では継続的に減少傾向でしたが、平成25（2013）年に増加に転じています。

製造品出荷額等については、西脇市では平成19（2007）年に大きく上昇して以降、大幅な下降に転じています。市内に立地する電子部品関係企業の実績が大きく影響していると考えられます。一方、多可町では年により増減はあるものの、減少傾向にあります。

両市町では古くから織物産業が繁栄したことから、繊維工業・繊維製造品関係の事業所数の割合が高くなっていますが、製造品出荷額に占める割合は低くなっています。西脇市における平成25年の状況では、事業所数は全体の約4割を占めているのに対し、製造品出荷額等に占める割合は、全体の2割にとどまっています。

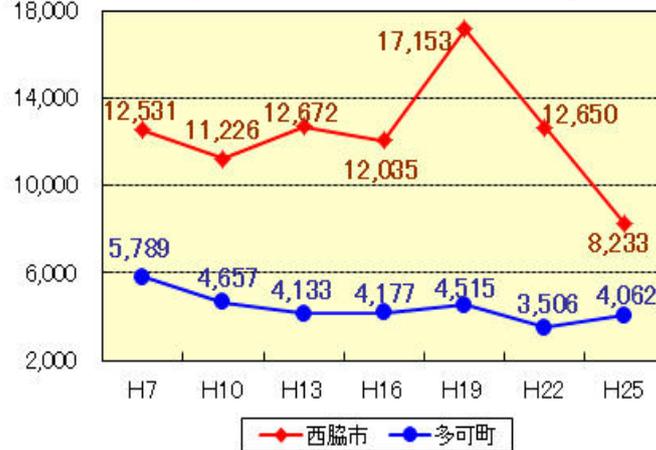
【 圏域市町の製造業事業所数 】



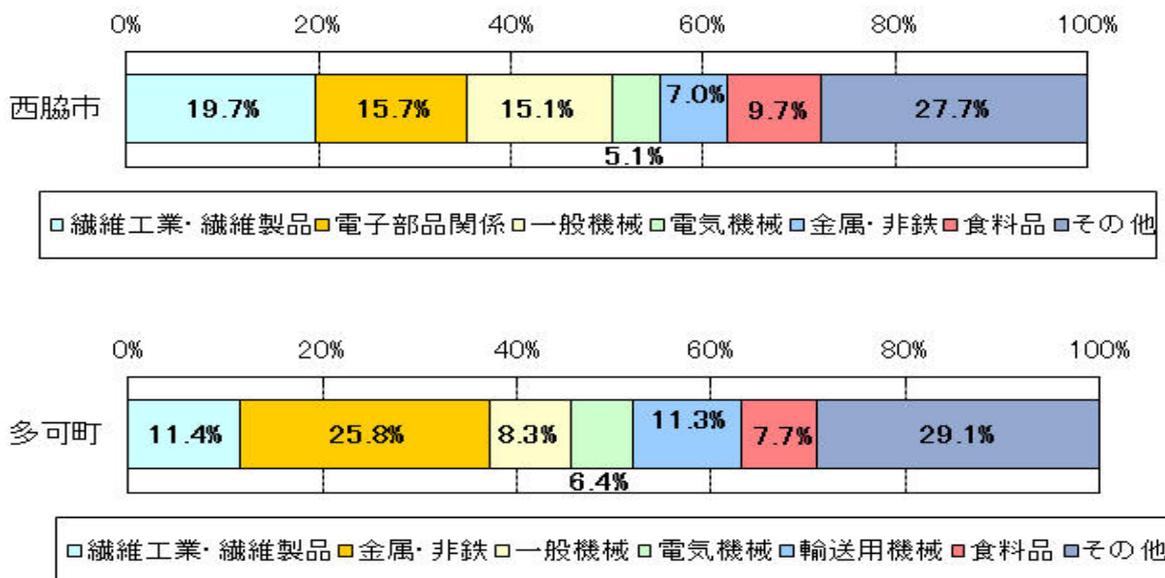
【 圏域市町の製造業従業者数 】



【 圏域市町の製造品出荷額等 】



【 圏域市町の製造品出荷額等の産業分類別割合 (H25) 】



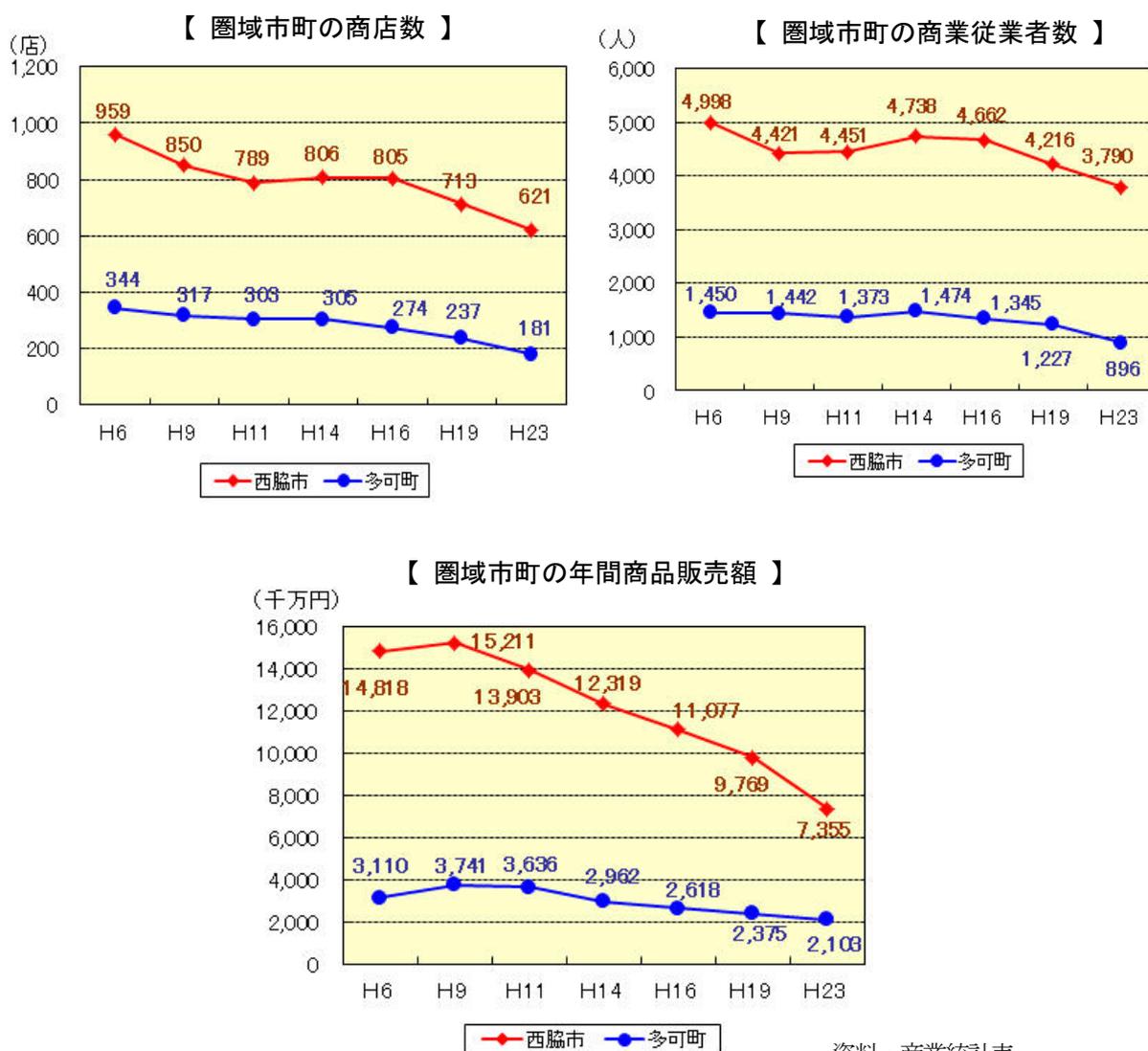
資料：工業統計調査

⑤ 第3次産業

圏域における商店数は減少傾向にあります。平成6（1994）年と平成23（2011）年の比較では、西脇市が959店から621店と約35%減少し、多可町が344店から181店と約半数に減少しています。

従業者数については、商店数の推移と同様の傾向を示しており、商店数の増加とともに増えた年次もありますが、両市町ともに減少傾向にあります。

年間商品販売額については、平成9（1997）年をピークに減少傾向にあり、特に西脇市での減少が顕著になっています。西脇市は従来北播磨地域における商業都市として機能してきましたが、平成19（2007）年以降の年間商品販売額は1,000億円を割り込む大幅な減少となっており、地域の商業拠点としての機能の低下が懸念されます。



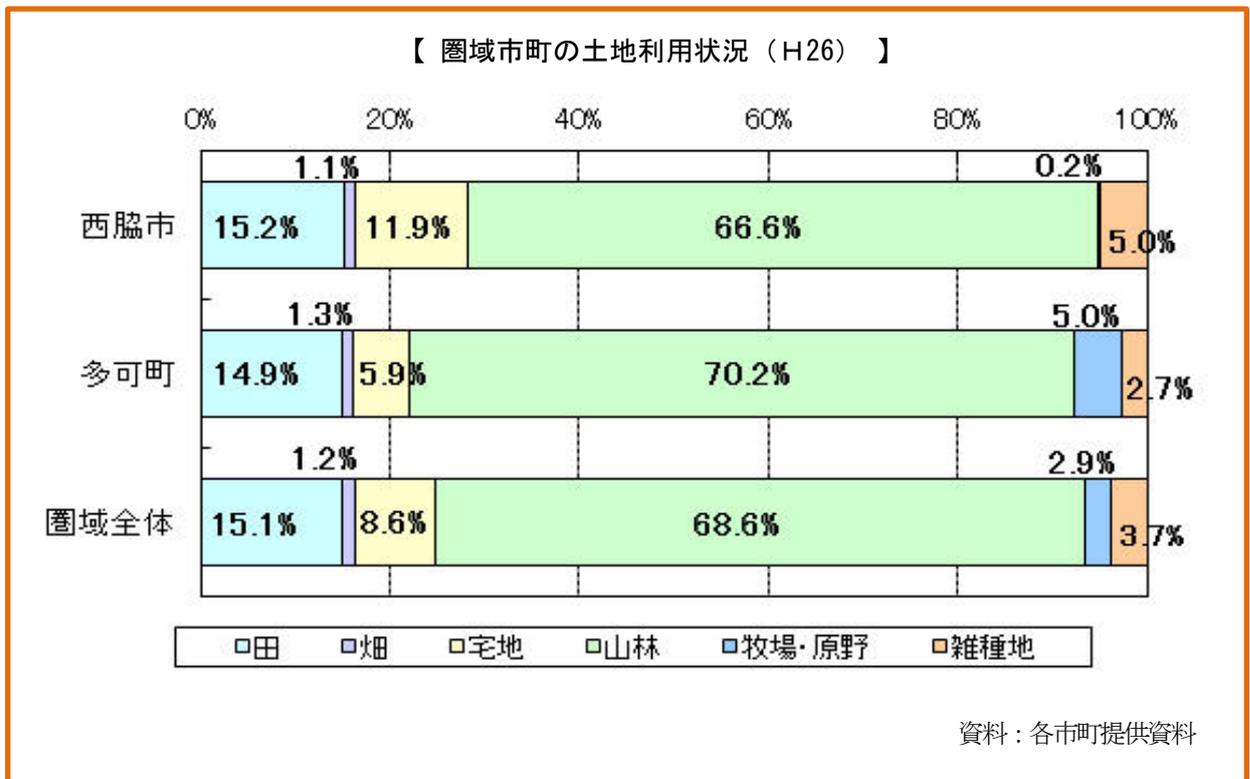
(4) 土地利用

圏域における土地利用（民有地）の状況は、約7割を山林が占めており、自然的土地利用が多くなっています。山林に次いで、田畑が16.3%、宅地が8.6%となっています。

市町別では、おおむね同じような土地利用の構成となっていますが、宅地については、西脇市が多可町の5.9%の倍の11.9%、牧場・原野については、西脇の0.2%に対し、多可町が5.0%と構成比率が高くなっています。

総面積から林野・湖沼面積を差し引いた可住地面積の割合は、西脇市、多可町ともに低く、平坦地が少ないことがわかります。

都市計画区域については、西脇市では合併前の旧西脇市域の大部分が県知事の指定する東播都市計画区域に属しており、市域の59%が該当しています。一方、多可町は、中区（旧中町）の全域が非線引きの都市計画区域となっており、町域の26%が該当しています。



(5) 社会基盤・市民生活

① 医療

圏域における医療施設数は、病院4施設、一般診療所48施設、歯科診療所24施設となっています。4箇所の病院が有する病床数は、合わせて689床となっており、うち60床が療養病床となっています。平成21（2009）年に全面改築した西脇市立西脇病院が圏域の医療拠点としての役割を担っています。

また、西脇市内の民間病院と多可町の多可赤十字病院では、定住自立圏における生活機能の確保に向けた民間投資を助成する定住自立圏等民間投資交付金を活用し、医療設備の充実を行いました。

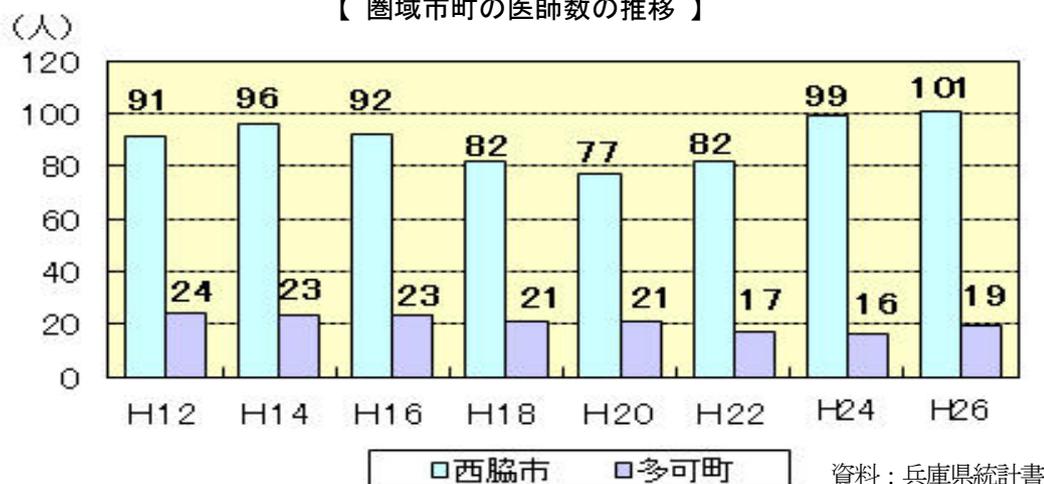
圏域における従業地別の医師数は、新臨床研修医制度の導入等の影響により、平成14（2002）年以降減少していましたが、平成22（2010）年から増加に転じ、平成26（2014）年の医師数は120名となっています。西脇市立西脇病院の勤務医師数をみると、平成20（2008）年に37人であったのが、平成26（2014）年には49人にまで増えています。

西脇市立西脇病院では、入院患者数については平成14年をピークに減少傾向でしたが、平成23（2011）年に増加に転じています。また、外来患者数については、かかりつけ医制度の普及などにより年々減少していましたが、平成25（2013）年に増加に転じています。また、入院・外来患者ともに西脇市民の占める割合が減少傾向にありますが、多可町民の割合はほぼ一定で推移しています。

【 圏域市町の医療施設数（H25） 】

	病院数	病床数	診療所数	歯科診療所数
西脇市	2	519	35	16
多可町	2	170	13	8
合計	4	689	48	24

【 圏域市町の医師数の推移 】

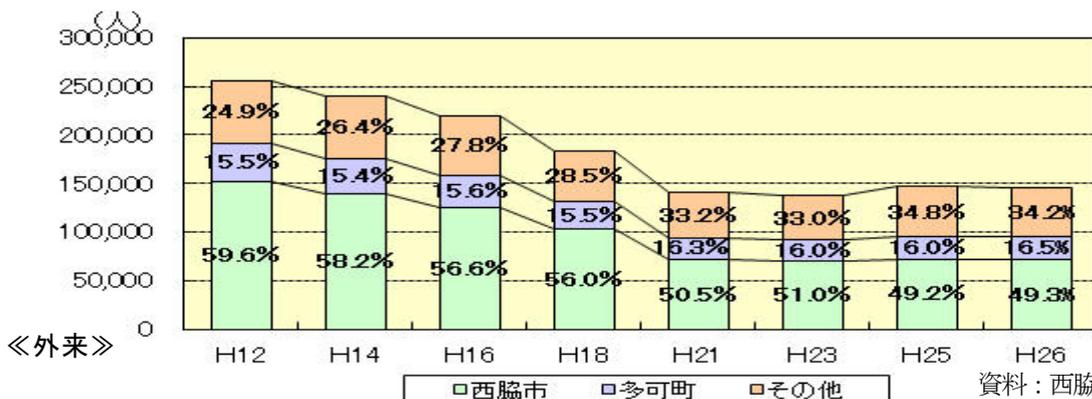
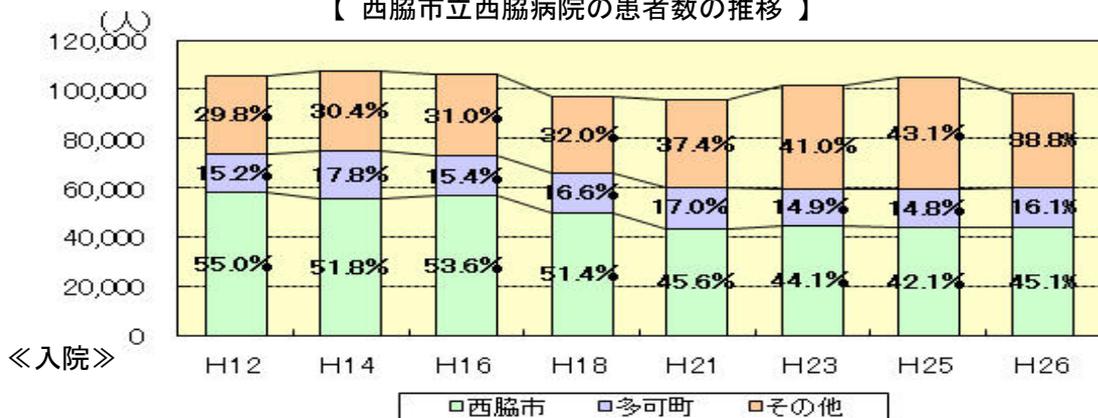


【 圏域市町の病院の概要（H27） 】

名 称	病床数	診療科数	診療科名	備 考
西脇市立西脇病院	320	23	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、病理診断科	救急指定病院 北播磨災害拠点病院 へき地医療拠点病院 臓器提供施設指定病院 臨床研修指定病院 地域がん診療連携拠点病院 エイズ診療協力病院 周産期医療協力病院 地域医療支援病院
医療法人社団正峰会 大山病院	199	18	内科、消化器内科、循環器内科、人工透析内科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、肛門外科、皮膚科、泌尿器科、乳腺科、婦人科、麻酔科、リハビリテーション科、眼科、病理診断科	救急指定病院 臨床研修指定病院
多可赤十字病院	110	11	内科、外科、整形外科、脳神経外科、婦人科、小児科、皮膚科、精神科、眼科、放射線科、リハビリテーション科	救急指定病院 臨床研修指定病院
社会福祉法人養徳会 医療福祉センターのぎく	60	4	内科、小児科、神経内科、リハビリテーション科	療養病床60床

資料：ホームページから作成

【 西脇市立西脇病院の患者数の推移 】



資料：西脇病院資料

② 福祉

圏域における福祉施設数は、児童福祉関係では保育所（認定こども園を含む。）14箇所など合わせて19施設、高齢者福祉関係では特別養護老人ホームが10箇所など合わせて62施設、障害者福祉関係では障害福祉サービス事業所29施設が整備されています。

保育所（認定こども園を含む。）については、入所者数が総定員数を下回っており、定員に余裕がありますが、高齢者の急激な増加を受け、特別養護老人ホームの定員数に対する入所希望者数は大幅に超過しています。

【 圏域市町の福祉施設の状況（H27.4.1） 】

区 分	施設の種類	西脇市	多可町	合 計
児童福祉	障害児入所施設	—	2	2
	児童館	—	2	2
	助産施設	1	—	1
	認定こども園	1	3	4
	保育所	7	3	10
高齢者福祉	軽費老人ホーム	2	2	4
	有料老人ホーム	4	—	4
	特別養護老人ホーム	4	6	10
	介護老人保健施設	1	1	2
	通所介護事業所	18	8	26
	療養通所介護事業所	1	—	1
	通所リハビリ事業所	5	2	7
	在宅介護支援センター	5	3	8
障害者福祉	障害福祉サービス事業所	11	18	29

資料：北播磨県民局ホームページを参考に作成

③ 道路

圏域を走る広域道路網としては、国道 175号や国道 427号などがあります。

道路の整備状況では、国道の舗装率は 100%となっており、県道や市町道の舗装率も高くなっています。

主な道路の自動車交通量は、平成17（2005）年から平成22（2010）年までの推移において、国道 175号で12.9%、国道 427号で 6.7%の減少がみられます。一方、両市町を結ぶ国道 427号（曾我井地点）、地方道多可北条線では交通量の増加がみられます。

【 圏域市町の道路の状況（H26） 】

種 別		西脇市	多可町	合 計
国 道	実延長	21.61km	28.18km	49.79km
	舗装率	100%	100%	—
県 道	実延長	73.11km	66.88km	139.99km
	舗装率	100%	97.4%	—
市町道	実延長	404.74km	511.61km	916.35km
	舗装率	96.1%	85.5%	—

資料：兵庫県統計書

【 圏域市町の主な道路交通量の状況（平日 24 時間通行車両台数） 】

路線名	調査地点	H17	H22	増減率
国道 175号	(H17)西脇市野村町 (H22)西脇市高松町	30,342	26,433	▲12.9%
国道 427号	西脇市西田町	7,611	7,104	▲6.7%
国道 427号	多可町中区曾我井	13,003	13,109	0.8%
主要地方道 多可北条線	多可町八千代区仕出原	6,704	7,207	7.5%
主要地方道 西脇八千代市川線	(H17)西脇市合山町 (H22)西脇市平野町	10,643	9,550	▲10.3%
一般県道 西脇口吉川神戸線	西脇市市原町	11,100	10,734	▲3.3%
一般県道山南多可線	多可町中区東安田	3,634	3,603	▲0.9%
一般県道中安田市原線	西脇市羽安町	3,563	3,532	▲0.9%

資料：道路交通センサス

④ 公共交通

圏域では鉄道としてJR加古川線が西脇市内を走っており、市内に7駅があります。しかし、運行本数は加古川～西脇市で平日19往復、西脇市～谷川で平日9往復と少なくなっています。市内の駅別の1日平均乗車人員では、平成20（2008）年まで減少傾向でしたが、平成21（2009）年以降若干増加しており、平成20年西脇市駅の631人が平成25（2013）年では712人、その他の市内6駅の合計でも、96人が119人となっています。

また、路線バスの乗車人員（神姫バス西脇営業所所管路線）も平成22（2010）年まで減少傾向でしたが、平成24（2012）年以降若干増加しています。圏域市町を走るバス路線は、西脇市を拠点に発着しており、多可町を結ぶルートのほか、中国自動車道を経由した大阪方面へのハイウェイバスや神戸方面への急行バスも運行されています。

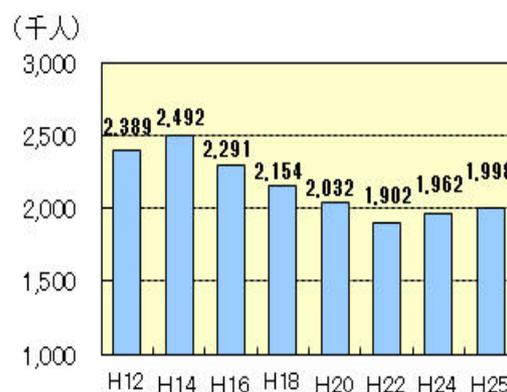
また、両市町ともに、自治体が運行するコミュニティバスが走っており、西脇市では2路線を、一方、多可町では町内での運行のほか、西脇市への乗り入れ路

線も開設しており、あわせて5系統の路線を運行しています。

【 JR加古川線の駅別1日乗車人員 】



【 神姫バス(株)西脇営業所担当路線乗車人員 】



資料：西脇市統計書

【 圏域市町のバス運行路線・本数 (H27) 】

運行路線		平日運行本数
大阪方面 (西脇 ~ 大阪駅・新大阪駅・USJ)		15 往復
神戸方面 (西脇 ~ 三ノ宮駅・神戸空港)		20 往復
三草・社方面 (西脇 ~ 社)		4 往復
中・加美方面 (西脇市駅 ~ 鍛冶屋・鳥羽上・山寄上)		12 往復
八千代方面 (西脇 ~ 大屋)		5 往復
加西方面 (大和 ~ アスティアかさい)		4 往復
西脇市 コミュニティバス	西脇線 (西脇市駅 ~ 西脇病院)	5 往復
	畑谷線 (西脇市駅 ~ 西脇病院~札幌)	5 往復
多可町 コミュニティバス	西脇市駅 ~ 牧野北・日赤病院・山口	7 往復
	岩座神 ~ 多可町役場・多可町図書館	4.5 往復
	八千代地域局 ~ 那珂ふれあい館	4.5 往復
	長野 ~ 日赤病院	4 往復
	なごみの里山都 ~ 那珂ふれあい館	4 往復

資料：神姫バス(株)時刻表等から作成

⑤ 教育

圏域の高等学校は、いずれも県立で、西脇市に3校、多可町に1校、合わせて4校設置されています。通学者の状況をみると、いずれの学校も圏域市町からの通学者が高い割合を占めていますが、実務系の特色ある学科を持つ西脇工業高等学校、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール (SPH) の指定を受けている西脇高等学校生活情報科は通学範囲が県内全域となっていることから、圏域外から通学する生徒の割合が高くなっています。

小・中学校、幼稚園については、いずれも市・町立となっています。

小学部・中学部・高等部を有する特別支援学校については、県立となっています。

【 圏域市町の高等学校・中学校・小学校・幼稚園の設置状況（H27. 5. 1） 】

市町名	高等学校	中学校	小学校	特別支援学校	幼稚園
西脇市	3	4	8	0	8
多可町	1	3	7	1	2
合 計	4	7	15	1	10

資料：学校基本調査

【 圏域市町の高等学校の通学者区分（H27. 5. 1） 】

学校名	西脇市	多可町	その他	合 計
西脇高等学校	379	194	375	948
西脇工業高等学校	324	129	257	710
西脇北高等学校	95	41	122	258
多可高等学校	133	208	6	347

資料：各校提供資料

⑥ 主な公共施設

圏域には、文化・スポーツ関連の施設をはじめ、さまざまな公共施設が整備されています。

【 圏域市町の主な公共施設の状況（H26. 3. 31）】

施設区分	西脇市	多可町	主な施設等
都市公園	21	15	北播磨余暇村公園
児童館	—	2	中児童館、みなみ児童館
隣保館	4	1	
公会堂・市民会館	4	5	アピカホール、ベルディホール
公民館	1	1	
図書館	1	3	
体育館	4	5	
陸上競技場	—	1	
野球場	3	1	黒田庄ふれあいスタジアム
プール	1	3	
保健センター	1	—	
青年の家・自然の家	1	1	
集会施設	139	145	

資料：公共施設状況調査を参考に作成

◀ その他の特色ある公共施設 ▶

西 脇 市	多 可 町
○郷土資料館	○なか・やちよの森公園
○にしわき経緯度地球科学館「テラドーム」	○ビジターセンター那珂ふれあい館
○緑風台古窯陶芸館	○道の駅「山田錦発祥のまち・多可」
○日本のへそ日時計の丘公園オートキャンプ場	○鍛冶屋線記念館
○日本のへそ日時計の丘公園フォルクスガーデン	○和紙博物館「寿岳文庫」
○北はりま田園空間博物館総合案内所	○道の駅「R427かみ」
○中畑林間ファミリー園	○ラベンダーパーク多可
○住吉農村公園「すみよし桃源郷」	○ハーモニーパーク
○旧来住家住宅	○クラインガルテン岩座神
○まちななか交流館	○プライベンオオヤ
○鍛冶屋線市原鉄道記念館	○ネイチャーパークかさがた
○北はりま農産物直売所「北はりま旬菜館」	○マイスター工房八千代
○岡之山美術館	○フロイデン八千代
○黒田庄交流拠点施設あつまっ亭	○エーデルささゆり
○茜が丘複合施設「Miraie」	○エアレーベン八千代
	○なごみの里山都
	○ブルーメンやまと

資料：市町ホームページ等を参考に作成

⑦ 住民活動

圏域における住民自らの主体的な活動組織として、社会福祉協議会への登録ボランティアが西脇市では42団体、多可町では74団体あります。また、多様な社会貢献活動を行うNPO法人の設立数は、西脇市では13法人、多可町では12法人あります。

【 圏域市町の市民活動グループの状況（H26） 】

区 分	西脇市	多可町	合計
社会福祉協議会登録ボランティア数	42	74	116
NPO法人設立数	13	12	25

資料：県ホームページ等を参考に作成

3 第1次（平成23～27年度）ビジョンの評価・検証

第2次北はりま定住自立圏共生ビジョンを策定するに当たり、第1次で掲げた49の事業について検証しました。それぞれの事業の実施状況及び効果については、下記のとおりです。

49事業のうち、約9割の44事業において、効果が得られています。

- A…効果が十分に得られた事業 【35事業】
 B…効果は得られたものの取組内容等に見直しが必要な事業 【9事業】
 C…効果がなかった事業（実績なしを含む。） 【2事業】
 D…計画期間中に未実施の事業 【3事業】

掲載事業名	A	B	C	D	第1次期間中の 主な取組内容	第2次への 考え方
医療機能強化事業	○				・西脇病院脳卒中センターの設置 ・西脇病院MR I棟増設 ・認知症疾患医療センター開設	継続実施
医療従事者確保対策事業	○				・西脇病院院内保育所の開設運営 ・多可赤十字病院への医師対策等 助成金の交付	継続実施
地域医療施設整備事業			○		・診療所新規設置助成【多可】	継続実施
休日急患センター運営事業	○				・西脇病院内での設置運営	継続実施
圏域医療連携体制推進事業				○	・健康づくり推進協議会で代替運用	削除 (広域実施)
病診連携推進事業	○				・西脇病院の地域医療支援病院の運用	継続実施
病病連携推進事業	○				・地域医療連携システムの整備運用 ・西脇病院から多可赤十字病院への皮膚科医・透析指導医派遣	継続実施
へき地医療拠点病院事業	○				・西脇病院から多可町立診療所への代診医派遣	継続実施
地域医療普及啓発事業	○				・西脇病院フェスタの開催 ・多可赤十字病院フェスタの開催支援	削除 (広域実施)
地域医療体制推進事業	○				・地域医療フォーラムの開催支援	削除 (広域実施)
地域医療を守る住民活動の支援	○				・西脇小児医療を守る会などの住民活動への支援 ・多可町への住民活動団体の周知・呼び掛け	継続実施
介護認定審査会事業	○				・一部事務組合事業の実施	継続実施
障害認定審査会事業	○				・一部事務組合事業の実施	継続実施
文化・スポーツ施設相互活用推進事業		○			・両市町連絡会の設置運営	削除 (広域実施)

掲載事業名	A	B	C	D	第1次期間中の 主な取組内容	第2次への 考え方
文化・スポーツイベント交流事業		○			・西脇多可高校新人駅伝競走大会の実施 ・両市町連絡会の設置運営	継続実施
図書館相互利用推進事業	○				・図書館図書等の相互利用 ・相互返却	削除 (広域実施)
文化財企画展開催事業	○				・共同企画展「西脇・多可の鬼と天狗」の開催	継続実施
文化財保存活用研究事業		○			・両市町指定文化財のHP公開	継続実施
地域ブランド普及開発推進事業	○				・県畜産共進会・産業展の開催 ・地元農産物を活用した特産品の開発・PR・販売	継続実施
担い手育成対策事業	○				・研修会の共同開催 ・担い手サミットへの参加	継続実施
農産物直売所運営事業	○				・農産物直売所の運営 ・指定管理者の法人化 ・生産拡大、出荷促進	継続実施
北播磨地場産業開発機構支援事業	○				・補助金の助成・事業支援 ・海外展開事業の支援	削除 (広域実施)
有害鳥獣被害防止対策事業	○				・防護柵の設置 ・猟友会との連携による捕獲の実施	削除 (広域実施)
食肉処理加工施設整備運営事業	○				・食肉処理加工施設の運営 ・捕獲シカの搬入	継続実施
捕獲鳥獣有効活用事業	○				・シカ肉の商品開発・PR・販売 ・農産物直売所等での販売	継続実施
広域消防本部整備運営事業	○				・一部事務組合事業の実施 ・本部指令センター・無線デジタル化の運用	削除 (広域実施)
消防・防災危機管理体制の整備検討	○				・消防サイレンの吹鳴・情報伝達体制の検討	継続実施
水位監視対策事業	○				・河川監視用カメラの増設要望	継続実施
ごみ処理事業	○				・一部事務組合事業の実施	継続実施
広域斎場増設整備事業	○				・葬祭場増設施設供用開始	継続実施
広域斎場管理運営事業	○				・一部事務組合事業の実施	継続実施
圏域内運行バス調査研究事業		○			・両市町と事業者での調整会開催 ・アンケート実施	削除 (広域実施)
コミュニティバス運行事業	○				・両市町でのコミバス運行 ・コミバスの運行調整	継続実施
地方バス等公共交通維持確保対策事業	○				・路線バス事業者への助成	継続実施
国道427号整備促進事業	○				・要望活動 ・西脇道路都市計画変更手続及び事業化	継続実施
一般県道中安田市原線バイパス整備促進事業	○				・要望活動 ・市道に認定【西脇】	削除
学校給食地産地消推進事業				○	・供給体制等の調整	継続実施

掲載事業名	A	B	C	D	第1次期間中の 主な取組内容	第2次への 考え方
北はりま田園空間博物館事業	○				・補助金の助成・事業支援 ・空調設備取替・駐車場整備	継続実施
北はりまハイランド構想推進事業		○			・ホームページ更新による情報発信強化	継続実施
圏域観光交流連携推進事業		○			・北播磨広域観光協議会を通じた観光情報の発信	削除 (広域実施)
アンテナショップ運営事業		○			・店舗運営、共同情報発信	継続実施
空き家等情報バンク制度の構築・推進			○		・空き家バンクの運営【多可】 ・バンク制度の連携等調査【西脇】	削除
市民農園運営事業		○			・市民農園の運営状況の整理・把握、情報発信	継続実施
結婚活動促進事業		○			・婚活イベント開催・支援	継続実施
木質バイオマスエネルギー利用促進事業	○				・既存公共施設への導入・普及促進の調査・検討 ・民間施設への導入・普及促進	継続実施
再生可能エネルギー導入推進事業	○				・住宅用太陽光発電設置助成【西脇】 ・公共施設への導入【西脇】 ・小水力発電の実証調査【多可】	継続実施
消費生活・多重債務相談窓口の相互利用の推進	○				・窓口の相互利用開始	継続実施
住民相談窓口の相互利用・共同設置の検討				○	・相談体制拡充に向けた検討	削除 (広域実施)
職員人材育成・確保事業	○				・セミナー共催実施 ・研修会共催実施	継続実施
計	35	9	2	3		

第1次北はりま定住自立圏共生ビジョンに基づき、連携及び協力を行う政策分野ごとに事業を実施しました。生活機能の強化においては、圏域の核となる西脇病院の機能強化をはじめ、病病連携・病診連携の強化を図ることができました。結びつきやネットワークの強化においては、コミュニティバスの運行連携や消費生活相談窓口の相互利用などを行いました。

また、加西市・加東市を中心市とする北播磨広域定住自立圏の形成により、広域による効果的な展開ができる11事業については、広域での取組に切り替えていきます。

第3 圏域の将来像

1 圏域の課題と対応方策

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

① 医療

圏域において住民が生涯安心した生活を送るためには、住民の健康を支える基盤となる地域医療の確保が不可欠となります。圏域内の医療体制が整い、安心して暮らすことができると感じる割合は増えつつありますが、高齢者人口の増加や患者ニーズの高度化・多様化に伴い、医療需要が高まる中、今後も重点的に取り組むべき課題となっています。

また、地方を取り巻く医師不足・偏在など医療環境の厳しさは、本圏域においても例外ではなく、圏域医療の拠点となる西脇市立西脇病院や多可赤十字病院においても、医療従事者の確保が大きな課題となっています。

さらに、圏域住民が安心して必要な医療サービスを受けることができるよう、医療機能の充実・強化を図るとともに、病病連携や病診連携を推進し、圏域内で医療が完結できる体制をさらに整備していくことが求められています。

本圏域では西脇市を中心に、住民自身による地域医療を守り、支えていこうとする活動が盛んなことから、限られた医療資源を効果的に活用していくためには、こうした活動の持続・拡充につながる支援も重要となります。

主な対応方策

- 医療拠点である西脇市立西脇病院の機能強化
- 圏域内での医療施設の機能分担・連携強化
- 地域医療を守る体制の強化

② 福祉

福祉分野においては、介護認定審査や障害認定審査に係る事務を引き続き共同処理することにより、公平性と効率性を確保していくことが必要です。

今後さらに高齢化の進行が予測される中、高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らすことができる環境の整備が求められており、圏域の中で関係機関とも連携し、高齢者への声かけや見守り活動等への支援が必要となります。

また、子育てしやすい圏域を目指し、支援策の充実を図るとともに、保護者間のネットワーク構築への支援が必要です。

主な対応方策

- 介護・障害認定審査業務の共同運営
- 圏域内地域福祉体制の強化

③ 教育・文化

生涯を通じて、気軽に文化・スポーツ活動に参加し、交流を深める機会が求められています。本圏域では、文化・スポーツ活動の舞台となる各種施設の整備が比較的に進んでおり、多くの団体・グループや個人が活発に活動しています。しかし、施設の老朽化が進んでおり、今後は圏域全体の広域的な視点から既存施設の有効活用を図るとともに、効率的・効果的な運用と整備を推進していくことが求められます。

ハード面だけでなく、両市町において文化・スポーツ関連イベントの共同実施を行うなどソフト面において一層充実した内容に努め、圏域全体の文化・スポーツ活動の振興と交流の促進を図り、心豊かな暮らしに寄与する環境整備を進めていくことが必要です。

住民の学習・活動意欲が高まりをみせる中、個人の自己実現を支援するとともに、地域社会を支えていくための活動を行う多くの住民が輩出できる環境整備を進めていくことも必要です。

主な対応方策

- 文化・スポーツイベントの共同開催
- 文化財収蔵展示施設の広域連携

④ 産業振興

自立した豊かな暮らしを支える地域産業の振興を図り、圏域の経済基盤を強化することは、持続可能な地域社会を構築していく上で、非常に重要な課題です。自立した地域経済の構築と雇用の創生に向け、経済のグローバル化が進展する中、世界経済の動向に左右されない産業の創出を図るとともに、圏域内で経済循環が促進する仕組みをつくっていかねばなりません。このため、地域の特性や資源を十分にとらえた産業振興の取組を積極的に推進していくことが必要です。

農林業においては、圏域の第1次産業の従事者人口と耕作農地面積の減少が続く中、圏域内外において生産と消費が効果的に結びつく仕組みを構築し、安定した生産体制の確立と生産規模の拡大を図っていくことが課題となっています。TPPの推進や規制緩和など、農業を取り巻く環境が今後大きく変化していくことが予想される中、収益性が高い農業を確立するため、地域特性を生かした農産物のブランド化、特産品の開発・普及や6次産業化など生産関係者とともに取り組むことが求められています。

工業においては、構造的不況により低迷が続いている圏域の地場産業である播州織が持つ強みを伸ばし、需要の拡大につながる取組を積極的に支援し、播州織の振興を一層進めていくことが課題となっています。

主な対応方策

○ 地元農産物の生産と消費の拡大・ブランド化の推進

⑤ その他

本圏域では、行政事務の効率化と円滑な運営に向けて、ごみ処理業務、斎場業務などについては一部事務組合を設置し、事務の共同処理を行ってきました。こうした事務については、今後も引き続き効率性を確保しながら運営していくことが必要です。

また、近年全国各地で局地的な集中豪雨が頻発しており、大雨による浸水被害の発生が懸念されています。本圏域においても、平成16（2004）年の台風23号に伴う大雨や平成23（2011）年の大雨による浸水をはじめ、これまでに加古川水系の氾濫による多大な浸水被害を受けてきました。

こうした中、杉原川や野間川など加古川水系の水源である多可町と、その下流域に位置する西脇市が連携し、大雨などによる災害警戒時により適切な対応ができる体制の整備を進めていくとともに、災害発生時には被害軽減を図ることができる体制を確立し、圏域全体で防災力の向上と減災に取り組んでいくことが求められています。

さらに、住民の生活基盤となる上下水道業務については、両市町がそれぞれ適切な維持管理のもと実施していますが、人口減少時代を迎え、今後、ますます給水人口及び排水処理区域内人口の減少が予測されます。より効率的な維持管理や健全経営を行うため、圏域が抱える課題解決に向けて検討する必要があります。

主な対応方策

- 行政事務の共同処理の推進
- 防災体制の強化による地域防災力向上
- 上下水道事業の連携



(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 公共交通

通勤・通学、買物や通院など住民の日常生活の行動範囲は、行政区域を越えて広域的に広がっています。こうした中、自由にマイカーの利用ができない高齢者や学生などの交通弱者をはじめ全ての住民が、病院、高等学校、公共施設、鉄道駅など生活の拠点となる施設へ円滑に移動できる手段を確保することが重要です。

今後、少子高齢化の進行に伴い、高齢者などの交通弱者の増加が予測されており、圏域全体で生活機能を充実・確保していくという観点から、圏域の中核となる公共施設など移動需要の高い場所への交通ネットワークを形成していくことが課題となります。

本圏域では、公共交通の中心はバス交通となっており、民間バス路線のほか、両市町によるコミュニティバスが運行されています。今後は両市町とバス会社等の関係者が連携し、バス交通ネットワークの維持・強化を図るとともに、圏域住民にとって利便性の高い運行形態を構築していくことが求められます。

主な対応方策

- バス交通ネットワークの維持・強化
- コミュニティバスの利便性の向上・運行調整

② 道路等の整備

道路は、住民生活や経済活動など地域内外の交流を支える社会基盤として非常に重要な役割を担っており、道路網の整備は、圏域の発展の重要な要素となります。

本圏域の南側には、京阪神都市部と直結する中国自動車道が走っており、それに接続する国道175号や国道427号が圏域の幹線道路としての機能を有しています。圏域内外の住民のにぎわいや交流を創出するとともに、通勤や通院など圏域住民の生活機能を支える基盤となるこうした幹線道路とそれを補完する地域間道路の整備を促進していくことが、圏域の発展と安全・快適で利便性の高い住民生活を確保していく上で必要です。

主な対応方策

- 幹線道路・地域間道路の整備促進

③ 地産地消

地域で生産された農畜産物などを地域で消費する地産地消を推進するためには、生活機能の強化の分野における農林業の振興という観点からも取組を進めていきます。一方で安全・安心な食料の安定供給を確保し、地域の生産と消費をつなぐ多様な仕組みを構築していかなければなりません。そのひとつとして、学校給食の食材に地元農畜産物の積極的な導入を進めていくことが有効な手段となります。

主な対応方策

- 学校給食における地元食材の導入の推進
- 地元農産物の生産と消費の拡大【再掲】

④ 地域内外の住民との交流・移住

我が国全体の人口減少が避けられない中、圏域の活性化に向けては、人口流出を食い止めるための定住基盤の整備を進めていくとともに、地域に潜在しているさまざまな資源を活用した魅力ある地域づくりを進め、圏域外から本圏域を訪問・滞在する交流人口の拡大を図っていくことが必要です。

本圏域は、京阪神都市圏から1～2時間圏内に位置しており、豊かな自然を有する地域であることから、これまでも「北はりまハイランド構想」を策定し、都市部との交流をテーマにした地域の活性化を目指した事業を展開してきました。

今後もこうした理念を継承し、より高い経済的効果が期待できるような事業内容に発展させていくことが、移住・定住の促進と地域経済の活性化を図る上での重要な課題となります。

主な対応方策

- 圏域内外との交流の促進・にぎわいの創出
- 観光資源の整備・有効活用
- 移住・定住促進

⑤ その他

地球規模での環境問題が深刻化する中、利便性の高い暮らしと調和した環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築していくことは、圏域のみにとどまらず、国際的に解決すべき重要な課題となっています。しかし一方で、地球環境への負荷が少ない社会を構築していくためには、地域での堅実で地道な取組が大切であることから、地球温暖化防止につながる具体的な実践活動を圏域全体で進めていくことが求められています。

また、社会経済環境の変化に伴い、住民の日常生活を取り巻く環境が大きく変化していることから、行政への住民相談の事案数は増加しており、相談内容も複雑化・深刻化しています。こうした中、圏域住民の安全で安心な暮らしを支えていくため、行政区域を越えた相談体制を構築し、圏域住民にとって満足度と利便性が高い相談サービスの提供が必要です。

主な対応方策

- 地域環境の負荷軽減につながる取組の推進
- 住民相談窓口の相互利用

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材の育成・確保

さまざまな地域課題を克服し、圏域全体の活性化を進めていくためには、圏域全体をけん引していく政策の立案を行い、事業を推進していくことができる自治体職員の育成や民間人材を確保することが求められます。

そのため、両市町合同での職員研修の実施や外部人材の積極的な活用を検討するなど圏域の未来を担う人材の能力の開発や向上を図り、圏域のマネジメント能力を高めていくことが必要です。

主な対応方策

- 圏域全体の政策を担う人材の育成・確保
- 外部人材の活用・人事交流の検討



2 圏域の将来像

(1) 将来像

西脇市と多可町で形成する「北はりま定住自立圏」は、京阪神都市圏から時間的距離にして1～2時間と比較的近く、水と緑をはじめとした豊かな自然、伝統を誇る地場産業や特産品、悠久の歴史の中で培われてきた文化など魅力に富む多様な地域資源を有しています。

これまで本圏域は、進取の気概を持った先人たちの英知とたゆみない努力によって築かれてきましたが、我が国の全体人口が急速に減少し、「過密なき過疎」の到来という社会構造の大きな転換期に差しかかる中、持続可能な定住自立圏を形成していくためには、安心・安定した暮らしを支える生活基盤の強化と生活機能の充実を図っていくことが何よりも重要です。

また、経済面や生活面での都市と地方との格差が広がる中、人口が集積する大都市圏からの人の流れを創出し、定住人口の確保だけでなく、交流人口の拡充を図っていくことが圏域の発展に向けては不可欠となります。そのためには、圏域が有する多様な地域資源や特性を存分に生かし、圏域に潜在している発展の可能性を着実に実現していくことが必要です。

こうしたことを踏まえ、本圏域において、持続的な発展に向けた具体的な取組を進めていく上での目標となる将来像について、第1次共生ビジョンを引き継ぎ、次のように定めます。

○ 北はりま定住自立圏の将来像

**“うるおい”と“やすらぎ”を感じる
暮らし豊かな 北はりまの郷**



(2) 定住自立圏形成の基本理念と基本方針

① 基本理念

本格的な人口減少社会の到来により、高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少しています。特にその影響が顕著である地方においては、地域が知恵を出し、これまでとは異なる生活モデルを構築していくことが必要になります。

人口減少に歯止めをかけるため、国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、市町においても、地域特性を生かした人口減少問題への対応策を具体化した「地方版総合戦略」を策定し、国と地方が一体となり地方創生に取り組むこととしています。

こうした人口減少による社会構造が変革する中、これまで効果的に機能してきた従来の社会システムの再構築が不可避であり、基礎自治体においても、自治体単位で全ての生活機能を備えるフルセット型の行政運営システムの転換が求められています。

構成市町村が協定により役割分担を行う定住自立圏構想を踏まえ、西脇市と多可町では「地域規模にふさわしい安心・快適な生活基盤の確立」を基本理念に、自治体の枠組みにとらわれることなく、それぞれが持つ都市機能や生活機能を十分に生かしながら、集約と連携による効果を最大限に発揮し、活力と魅力ある生活圏の創造に取り組んでいきます。

② 基本方針

基本理念を踏まえ、定住自立圏構想を推進し、本圏域の将来像を実現していくため、次のとおり5つの基本方針を定めます。

- 両市町が持つ多様な地域資源を有効活用し、「支え合い、補い合い」を根幹に連携や補完、役割や機能分担により、圏域全体の生活機能の向上を図ります。
- 本圏域を包含する北播磨広域定住自立圏域との連携を図るとともに、圏域のスケールメリットを生かし、住民生活の利便性の向上につながる政策展開により、効果的・効率的な地域経営を図ります。
- 圏域の特性や地域資源を生かした新たな価値の創造に積極的に努め、圏域全体の活性化を図ります。
- 高度な生活機能の充足や大規模な地域資源の活用に当たっては、大都市圏などとの連携も視野に入れることとし、圏域の規模や実情にふさわしい「背伸びをしない」生活機能の充足を図ります。
- 従来の自治体の枠組みにとられない地域政策の積極的な展開に向け、その受け皿となる圏域形成を図ります。

第4 具体的な取組内容

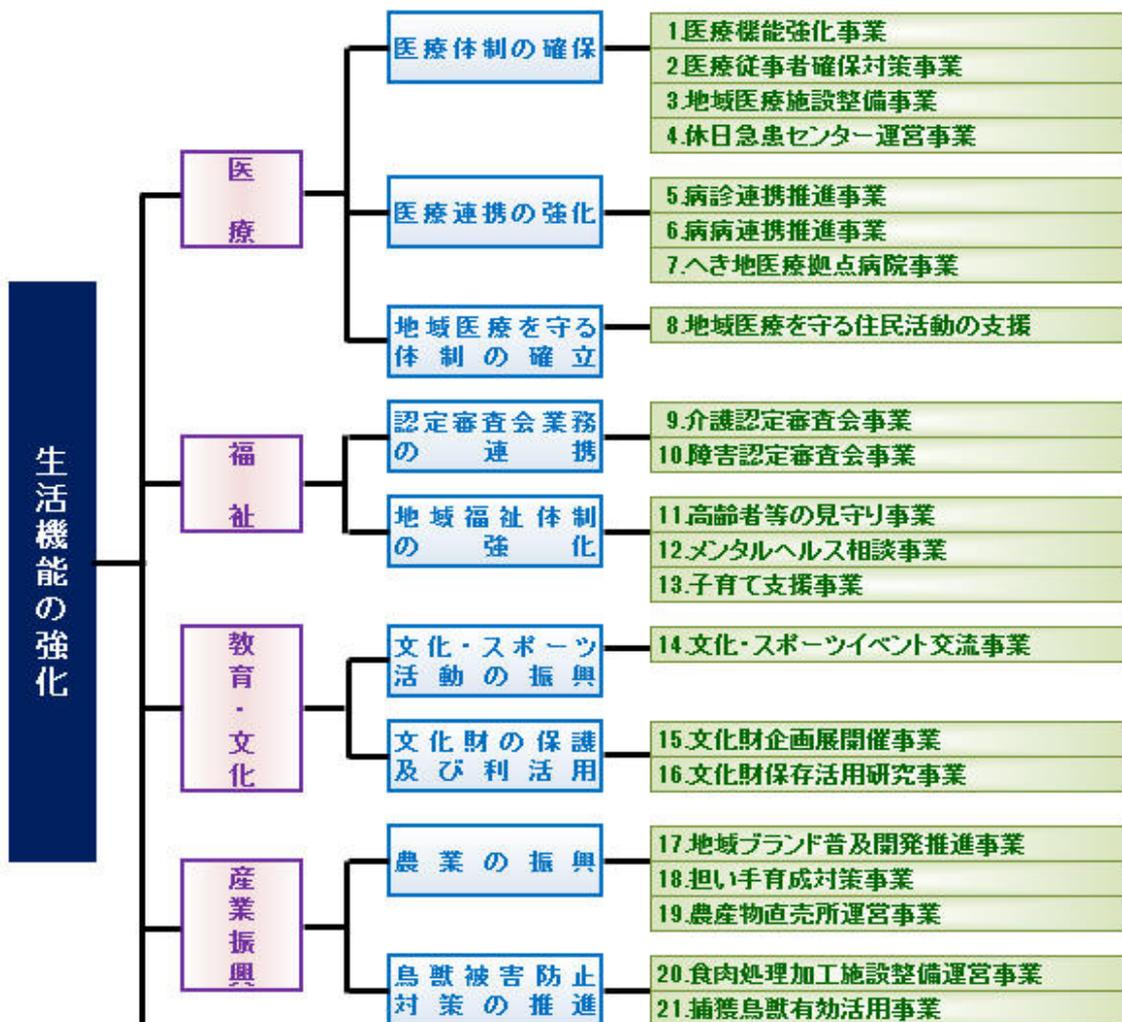
1 具体的な取組内容の全体像

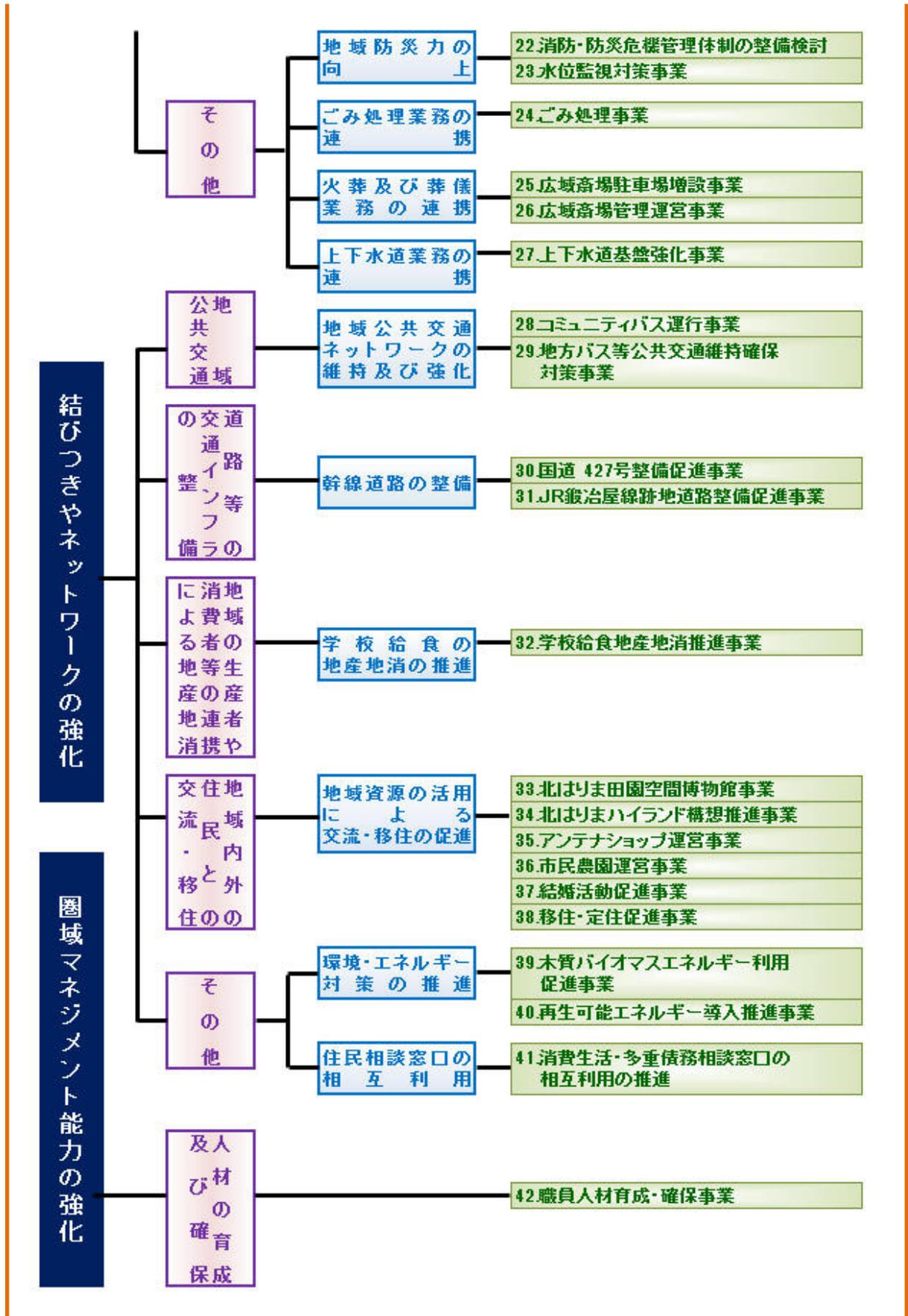
第3で示した「圏域の将来像」の実現を図っていくため、西脇市と多可町との間で締結した「北はりま定住自立圏形成協定」に基づき、推進していく具体的な取組内容について掲載しています。

取組内容については、第1次共生ビジョンの評価・検証を基に協議を行いました。また、本圏域を包含する新たな圏域「北播磨広域定住自立圏」における取組事業と調整を図り、両圏域での事業の棲み分けを行っています。

なお、取組内容における計画事業費については、毎年度の予算により定めるものとします。

【 取組内容の体系図 】





2 生活機能の強化

(1) 医療

① 医療体制の確保

【形成協定の内容】

取組の内容	質の高い、安定した医療サービスを提供するため、圏域の医療拠点である西脇市立西脇病院（以下「西脇病院」という。）における高度医療機能の強化を図るとともに、圏域医療を支える医療施設の整備、充実に取り組む。
西脇市（甲）の役割	1 西脇病院の医療機能の充実、強化に取り組む。 2 関係機関と連携して、西脇病院における医師の招へい、職場環境の整備等による医療従事者の確保、養成に取り組む。 3 乙及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。
多可町（乙）の役割	1 多可町立診療所の機能維持に取り組むとともに、多可赤十字病院の機能強化及び乙の区域内における一次医療機関の開設への協力、支援を行う。 2 甲及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。

【具体的な取組内容】

事業名	医療機能強化事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域の拠点病院として西脇病院における脳血管疾患の救命救急機能を強化するため、脳卒中センターを設置するとともに、周産期医療の機能強化を図るため、機器整備を行う。また、圏域における認知症疾患の保健医療水準を高めることを目的に、認知症疾患医療センターでの鑑別診断や専門医療相談等を行う。				
事業効果	脳血管疾患や周産期医療に対応できる総合的・安定的な救急医療体制等を構築し、適切な医療を提供することができる。また、専門医による診療及び相談体制の強化により、圏域内の認知症疾患に係る診療サービスの向上とともに、住民への理解促進が図れる。				
役割分担	西脇市	圏域内の中核病院として、機器及び体制の整備			
	多可町	救急医療体制の構築に向けた協力			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	192,000	42,000	42,000	42,000	42,000
活用を想定する補助制度等					

事業名	医療従事者確保対策事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域の拠点病院である西脇病院の医療従事者を確保するため、医療補助者の配置、院内保育所の運営、顧問弁護士制度の継続などの勤務環境の整備を行う。また、拠点病院の機能を補完する多可赤十字病院の医師の処遇を改善し、新たに赴任する医師に対する支援を行うために助成金を交付する。				
事業効果	医療従事者の充実と業務負担の軽減を図ることで、安全・安心な医療サービスが提供でき、病院運営の安定につながる。				
役割分担	西脇市	西脇病院における医療従事者の勤務環境の整備・向上			
	多可町	多可赤十字病院の医師確保に向けた助成			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	44,000	43,000	42,000	42,000	42,000
活用を想定する補助制度等					

事業名	地域医療施設整備事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域の医療を支え、身近な医療の提供体制を確保するため、多可町内で新たに診療所を開設する開業医に対し、診療所の開設に必要な費用を一部助成する。				
事業効果	圏域の拠点病院から距離的・時間的に離れている多可町内において、身近な医療が提供でき安全・安心な受診環境を確保する。				
役割分担	西脇市	病診連携の構築に向けた協力			
	多可町	診療所の開設費用の一部助成			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	—	—	—	—	—
活用を想定する補助制度等					

事業名	休日急患センター運営事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域の拠点病院である西脇病院の施設内において、休日急患診療事業を運営主体である西脇多可行政事務組合が西脇市多可郡医療協会を指定管理者に指定し、事業実施する。				
事業効果	医療機能の分担により、休日の救急患者に対し、切れ目のない適切な医療を提供することができる。				
役割分担	西脇市	西脇多可行政事務組合への負担金の支出、西脇病院における診療スペースの提供等			
	多可町	西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	7,293	7,293	7,423	7,423	7,293
活用を想定する補助制度等					



② 医療連携の強化

【形成協定の内容】

取組の内容	増大、多様化する医療ニーズに対応するとともに、圏域内で切れ目のない医療を効果的に提供するため、圏域内にある医療施設における機能の分担、連携の強化を図る。
西脇市（甲）の役割	1 乙と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携が強化、促進されるシステムを構築する。 2 地域連携クリティカルパスを中心として、西脇病院と多可赤十字病院の機能の分担、連携診療を推進する。 3 へき地医療拠点病院として西脇病院から乙の運営する多可町立診療所に代診医の派遣等必要な診療支援を行う。
多可町（乙）の役割	1 甲と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携が強化、促進されるシステムを構築する。 2 甲が行う多可町立診療所への診療支援、多可赤十字病院との連携診療等の推進に関する取組に協力する。

【具体的な取組内容】

事業名	病診連携推進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	西脇病院が圏域の医療機関に施設などの病院機能を開放し、入院患者への共同指導や医療機器の共同利用を推進するとともに、医療に関する研修を実施する。				
事業効果	患者の相互紹介等により、西脇病院とかかりつけ医との役割分担や医療連携が一層推進され、効果的で切れ目のない医療サービスを提供することができ、圏域の医療提供体制の強化につながる。				
役割分担	西脇市	地域医療支援病院としての役割の強化、病院機能の共同利用の推進			
	多可町	病診連携の推進・強化に向けた支援			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費（千円）	—	—	—	—	—
活用を想定する補助制度等					

事業名	病病連携推進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	医療資源を効果的に活用し、圏域医療を持続的に確保するため、西脇病院と多可赤十字病院の間において、患者紹介など病院間の役割分担を図り、電子カルテによる医療情報の共有化や医師の相互派遣等を実施し、病院間の連携を強化する。				
事業効果	より専門的で効率的な医療提供が可能になるとともに、病院に不足する診療機能の相互補完を図ることができ、圏域の医療提供体制の強化につながる。				
役割分担	西脇市	地域連携クリティカルパス等による患者紹介、多可赤十字病院への医師派遣等の支援			
	多可町	多可赤十字病院の機能強化に向けた支援			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
活用を想定する補助制度等					

事業名	へき地医療拠点病院事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	へき地医療拠点病院に指定されている西脇病院から、へき地診療所である多可町立診療所（3箇所）へ代診医の派遣など必要な診療支援を行う。				
事業効果	多可町立診療所が休診することなく、患者の診療が可能となることで、安全・安心な受診環境の確保と圏域医療の安定につながる。				
役割分担	西脇市	多可町立診療所への代診医の派遣等の支援			
	多可町	代診医派遣等に要する費用負担			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	185	185	185	185	185
活用を想定する補助制度等	へき地医療拠点病院運営費補助金				

③ 地域医療を守る体制の確立

【形成協定の内容】

取組の内容	限られた医療資源を活用し、圏域において持続性を持った医療の提供を確保するため、圏域ぐるみで地域医療を守り、支える体制を確立する。
西脇市（甲）の役割	1 乙と協力して、圏域住民に対し、地域医療に関する普及、啓発活動を行う。 2 住民等が主体となった地域医療を守り、支える活動を支援するとともに、圏域全体での活動の拡充、連携に向けた取組を推進する。
多可町（乙）の役割	1 甲と協力して、圏域住民に対し、地域医療に関する普及、啓発活動を行うとともに、住民等が主体となった地域医療を守り、支える活動の支援を行う。

【具体的な取組内容】

事業名	地域医療を守る住民活動の支援				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	子育て世代の母親などが主体となった『西脇小児医療を守る会』や『地域医療を支える市民の会』が行う医療機関への適正受診に向けた啓発や勉強会の開催など、地域医療を守り支える住民意識の醸成に資する活動の支援を行う。				
事業効果	地域医療を守り、支える意識が普及し、圏域住民の適正な受診行動を促進することができ、医療従事者の業務に対する理解促進や負担軽減につながる。				
役割分担	西脇市	西脇小児医療を守る会等の住民活動の支援			
	多可町	西脇小児医療を守る会等の活動を参考にした地域医療に関する住民協働体制の構築			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業費（千円）	100	100	100	100	100
活用を想定する補助制度等					

(2) 福祉

① 認定審査会業務の連携

【形成協定の内容】

取組の内容	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護認定審査及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。
西脇市（甲）の役割	1 介護認定審査会及び障害認定審査会（以下「審査会」という。）を乙と共同で設置し、乙と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。
多可町（乙）の役割	1 審査会を甲と共同で設置し、甲と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

【具体的な取組内容】

事業名	介護認定審査会事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	介護が必要な高齢者等が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護等の認定を行う認定審査会業務を西脇多可行政事務組合で行う。				
事業効果	認定審査会業務の運営の効率化と審査判定結果の迅速化を図り、公正・適正な事務の確保をすることができる。				
役割分担	西脇市	介護認定情報の提供、西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
	多可町	介護認定情報の提供、西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	36,058	36,058	36,058	36,058	36,058
活用を想定する補助制度等					

事業名	障害認定審査会事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	障害者が障害特性に応じて必要な障害福祉サービスを受けることができるとともに、自立した生活ができるよう障害支援区分の認定を行う認定審査会業務を西脇多可行政事務組合で行う。				
事業効果	認定審査会業務の運営の効率化と審査判定結果の迅速化を図り、公正・適正な事務の確保をすることができる。				
役割分担	西脇市	障害認定情報の提供、西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
	多可町	障害認定情報の提供、西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	4,170	4,170	4,170	4,170	4,170
活用を想定する補助制度等					



② 地域福祉体制の強化

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域内の高齢者、子ども及び障害のある人等が住み慣れた地域において、いきいきと暮らせる社会を実現するため、地域での見守り等、互いに支える地域福祉体制を強化する。
西脇市（甲）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 乙と協力して、行政、関係機関、関連団体等による見守りネットワーク（以下「見守りネットワーク」という。）を構築し、高齢者等の見守り事業を推進する。 2 こころの悩み等に関する相談事業を乙と共同で実施する。 3 甲が実施する子育て支援施策等の情報を乙に提供するとともに、施策等の相互利用や共同実施、子育て支援団体等のネットワーク化に向けて、総合的に調整を行う。
多可町（乙）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 甲と協力して、見守りネットワークの構築を構築し、高齢者等の見守り事業を推進する。 2 こころの悩み等に関する相談事業を甲と共同で実施する。 3 乙が実施する子育て支援施策等の情報を甲に提供するとともに、施策等の相互利用や共同実施、子育て支援団体等のネットワーク化に向けた取組に協力する。

【具体的な取組内容】

事業名	高齢者等の見守り事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	行政、関係機関、関係団体等によるネットワーク「あんしんはーとねっと事業」を構築し、高齢者等の見守りや徘徊により行方不明となった高齢者の捜索を行う。				
事業効果	高齢者等が安心して地域で生活できる社会の実現につながる。				
役割分担	西脇市	ネットワークの構築及び事業の推進			
	多可町	ネットワークの構築及び事業の推進			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費（千円）	320	320	320	320	320
活用を想定する補助制度等	介護保険（地域支援事業交付金）				

事業名	メンタルヘルス相談事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	こころの悩みやうつ、ひきこもり、アルコール依存、認知症などの症状がある又はそうした症状が疑われる人と、その家族や支援者からの相談に精神科医師が応じ、医療機関受診へつなぐための支援や在宅生活における助言を行う。				
事業効果	適切な医療機関受診につなぐとともに、当事者及びその家族の精神的負担の軽減を図る。				
役割分担	西脇市	相談事業の共同実施			
	多可町	相談事業の共同実施			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	270	270	270	270	270
活用を想定する補助制度等					

事業名	子育て支援事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	各市町が実施する子育て支援施策等の情報を発信するとともに、施策の相互利用や共同実施、子育て支援団体等のネットワーク化に向けた取組の検討・調整を行う。また、圏域内移動者で支援が必要な家庭に対し、相談員等による指導や見守りを実施するとともに、情報の共有や連携体制を強化する。				
事業効果	子育て支援施策が充実することで、圏域全体の子育て環境の向上につながる。				
役割分担	西脇市	支援施策等の提供・情報の周知、相互利用やネットワーク構築に向けた総合的な調整			
	多可町	支援施策等の提供・情報の周知、相互利用やネットワーク構築に向けた協力			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	(検討)	(実施)	—	—	—
活用を想定する補助制度等					

(3) 教育・文化

① 文化・スポーツ活動の振興

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域における文化・スポーツの振興及び拡大を図るため、公共施設の相互利活用を推進し、圏域住民の利便性を向上するとともに、文化・スポーツ活動の交流を促進する。
西脇市（甲）の役割	1 甲が設置する公共施設の圏域での広域的利活用を推進するとともに、文化・スポーツ関連イベントの共同実施等乙との事業連携に向けて、総合的な調整を行う。 2 甲の文化・スポーツイベント等の情報を乙に提供するとともに、甲の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。
多可町（乙）の役割	1 乙が設置する公共施設の圏域での広域的利活用を推進するとともに、文化・スポーツ関連イベントの共同実施等甲との事業連携に向けた取組に協力する。 2 乙の文化・スポーツイベント等の情報を甲に提供するとともに、乙の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。

【具体的な取組内容】

事業名	文化・スポーツイベント交流事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	文化・スポーツイベントの情報を圏域全体に発信するとともに、各市町で実施する既存事業においては圏域住民の積極的な参加を推進するため、連絡会議を設置し、事業の振興と交流の促進を図る。また、西脇多可高校新人駅伝競走大会など圏域内において共同で実施する事業の支援や連携の調整・検討を行う。				
事業効果	文化・スポーツ活動の機会が拡充することで、圏域全体の文化・スポーツの振興や質的向上につながるとともに、住民の相互交流を促進することができる。				
役割分担	西脇市	連絡協議会の設置・運営、イベント情報等の提供・住民周知、交流事業の開催支援			
	多可町	連絡協議会の運営協力、イベント情報等の提供・住民周知、交流事業の開催支援			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費（千円）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
活用を想定する補助制度等					

② 文化財の保護及び利活用

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域の文化財及び歴史的資料の適切な保護及び有効活用を図るため、文化財収蔵展示施設における広域連携を推進する。
西脇市（甲）の役割	1 西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館における文化財企画展の共同実施等に向けた検討会議を設置し、事業連携に取り組む。 2 圏域全体での効果的な文化財の保護及び調査結果の広範な活用に向けて、文化財の調査及び活用方法について、乙と共同で調査研究を行う。
多可町（乙）の役割	1 西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館における文化財企画展の共同実施等事業連携に、甲と協力して取り組む。 2 圏域全体での効果的な文化財の保護及び調査結果の広範な活用に向けて、文化財の調査及び活用方法について、甲と共同で調査研究を行う。

【具体的な取組内容】

事業名	文化財企画展開催事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館が収蔵する文化財や歴史的資料などを活用し、共通のテーマによる企画展を開催する。				
事業効果	各市町が収蔵する文化財資料等を有効活用することができることとともに、圏域の文化的・歴史的資源の価値や特長を再確認することで、郷土への愛着や誇りの醸成につながる。				
役割分担	西脇市	企画展実行委員会の設置・運営、西脇市郷土資料館における企画展の実施			
	多可町	企画展実行委員会の運営協力、那珂ふれあい館における企画展の実施			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	—	—	850	—	—
活用を想定する補助制度等					

事業名	文化財保存活用研究事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	文化財の調査や保存活用の方法について、研究会を設置し、共同で調査研究を行う。また、各市町が有する収蔵資料のデータなど文化財情報の提供や活用に向けて、管理レベルの統一を図り、データベースの作成を行う。				
事業効果	文化財収蔵施設の業務の効率化を図ることができるとともに、利用性が高い文化財情報を提供することで、圏域の文化財に対する意識の向上につながる。				
役割分担	西脇市	研究会の設置・運営、文化財情報の整理・作成、文化財調査手法等の研究			
	多可町	研究会の運営協力、文化財情報の整理・作成の協力、文化財調査手法等の研究の協力			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	—	—	—	—	—
活用を想定する補助制度等					



(4) 産業振興

① 農業の振興

【形成協定の内容】

取組の内容	地域産業の柱として農業の振興を図り、持続可能な農業を確立するため、地元農産物等を活用した地域ブランドの開発を推進するとともに、消費拡大に向けた販売戦略を展開する。
西脇市（甲）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係団体等と連携して、乙とともに圏域の特産品である日本のヘソゴマの普及を推進するとともに、地元農産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発に取り組む。 2 圏域の特産品に関する情報を収集し、知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等の情報発信に関する取組及び支援を乙と協力して行う。 3 関係団体等と連携して、農産物の生産拡大を図るとともに、農産物直売施設を設置し、地元農産物の販売促進及び消費拡大に取り組む。
多可町（乙）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係団体等と連携して、甲とともに圏域の特産品である日本のヘソゴマの普及を推進するとともに、地元農産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発に取り組む。 2 圏域の特産品に関する情報を収集し、知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等の情報発信に関する取組及び支援を甲と協力して行う。 3 関係団体等と連携して、甲が設置する農産物直売施設への農産物の供給等の協力を行う。



【具体的な取組内容】

事業名	地域ブランド普及開発推進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域で栽培されている日本のへそゴマをはじめ、各市町の特産品を地域ブランドとして普及・浸透を図るとともに、地元農産物を活用した加工品の開発に取り組む。また、兵庫県畜産共進会の開催をはじめ、イベントを通じたPR活動などによる情報発信を行う。				
事業効果	地元農産物の生産と消費の拡大と知名度の向上を図ることができ、農商工連携による産業の創出と圏域経済の活性化が期待できる。				
役割分担	西脇市	特産品開発グループ等の支援、PR活動等の情報発信、兵庫県畜産共進会の開催支援			
	多可町	特産品開発グループ等の支援、PR活動等の情報発信			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費(千円)	972	972	972	972	972
活用を想定する補助制度等	県加工品開発補助事業・山田錦新商品開発支援事業等				

事業名	担い手育成事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	認定農業者や集落営農組合をはじめ農業の担い手を対象に、生産技術や経営能力の向上のための研修会の開催や相談・指導を共同で実施し、持続可能な農業の支援を行い、農用地利用の集積の円滑化を推進する。				
事業効果	意欲的な農業の担い手の育成と確保を図ることで、農業生産者の経営基盤の安定・強化することができ、圏域の農業の活性化が期待できる。				
役割分担	西脇市	研修会等の計画・開催、担い手育成対策事業・農地利用集積事業に基づく支援			
	多可町	研修会等の計画・開催の協力、担い手育成対策事業・農地利用集積事業に基づく支援			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費(千円)	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199
活用を想定する補助制度等					

事業名	農産物直売所運営事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域で生産された農産物と地元農産物を利用した加工食品などを受け入れ、一般消費者に販売する施設を運営する。また、農産物の生産から出荷を管理する出荷者協議会による生産出荷体制の強化に向けた支援を行う。				
事業効果	農産物等の販路を確保することにより、地産地消が拡大し、農業従事者等の生産・出荷意欲の向上が図られ、農業をはじめとした関連産業の活性化が期待できる。				
役割分担	西脇市	農産物直売所の運営、出荷・販売促進の支持、出荷者協議会の支援			
	多可町	農産物直売所への出荷・販売促進の協力、出荷者協議会への参加呼び掛け			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
活用を想定する補助制度等					



② 鳥獣被害防止対策の推進

【形成協定の内容】

取組の内容	野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、圏域における鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の有効活用に取り組む。
西脇市（甲）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 乙と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。 乙及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、乙とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、乙が設置を推進する食肉加工処理施設へのシカの提供等必要な協力を行う。
多可町（乙）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 甲と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。 甲及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、甲とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、食肉加工処理施設の設置を推進する。

【具体的な取組内容】

事業名	食肉処理加工施設整備運営事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	農作物への鳥獣被害が深刻化する中、捕獲したシカやイノシシなどの有害鳥獣を地域資源として有効活用するため、食肉の処理加工を行う施設を整備し、運営を行う。				
事業効果	従来廃棄物として処分している捕獲鳥獣を食用資源として有効活用することができ、新たな地域産業の創出が期待できる。				
役割分担	西脇市	捕獲した有害鳥獣の搬入			
	多可町	食肉処理加工施設の整備・管理運営、捕獲した有害鳥獣の搬入・処理			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	900	900	900	900	900
活用を想定する補助制度等	市町振興支援交付金事業				

事業名	捕獲鳥獣有効活用事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	捕獲した有害鳥獣を食肉処理加工施設で処理し、食材として活用できるよう加工品開発を行い、販売などによる販路の確保と調理方法の普及などによる消費拡大に取り組む。				
事業効果	従来廃棄物として処分している捕獲鳥獣を食用資源として有効活用することができ、販路確保と消費拡大を通じて、地域経済への貢献が期待できる。				
役割分担	西脇市	食肉の加工品開発・販路確保による消費拡大の促進への協力			
	多可町	食肉の加工品開発・販路確保による消費拡大の促進			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	400	400	400	400	400
活用を想定する補助制度等					



(5) その他

① 地域防災力の向上

【形成協定の内容】

取組の内容	自然災害の発生に備えるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑えるために、圏域における防災体制の強化に取り組み、地域防災力の向上を図る。
西脇市（甲）の役割	1 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制を整備するとともに、災害発生時の相互応援体制を確立する。 2 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制を調査研究する検討会議を設置し、必要な調整を行う。
多可町（乙）の役割	1 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制の整備、災害発生時の相互応援体制の確立に向けて、甲と協力して取り組む。 2 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制を調査研究する検討会議における調整及び事務に甲と協力して取り組む。

【具体的な取組内容】

事業名	消防・防災危機管理体制の整備検討				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	災害警戒時に圏域市町が相互に情報提供を行うなど圏域全体での防災力の向上につながる体制の整備・充実を図るとともに、消防本部の広域統合と消防無線のデジタル化に伴い、消防サイレンの吹鳴や消防団の消防無線を利用した圏域の消防・防災情報の伝達体制の在り方について協議するため、検討会を設置し、必要な調整を行う。				
事業効果	圏域の実状等を踏まえた消防・防災情報の伝達体制を整備することで、危機管理体制の維持・向上と災害発生時の被害軽減を図ることができる。				
役割分担	西脇市	検討会の設置・運営、調整協議			
	多可町	検討会の運営協力、調整協議			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費（千円）	100	100	100	100	100
活用を想定する補助制度等					

事業名	水位監視対策事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	災害警戒時に圏域の河川の水位情報がリアルタイムで把握できるよう河川水位監視用カメラの設置と橋脚への水位標高の表示の整備について、調査検討や関係機関との事業調整を共同で行う。				
事業効果	迅速で確実性の高い情報伝達を行うことができ、避難準備情報や避難勧告の発令の判断基準として活用することで、浸水被害の防止や軽減を図ることができる。				
役割分担	西脇市	整備場所・手法等の調査検討・事業調整			
	多可町	整備場所・手法等の調査検討の協力・事業調整			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
活用を想定する補助制度等					



② ごみ処理業務の連携

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域におけるごみ処理業務を共同で実施する。
西脇市（甲）の役割	1 乙及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営に必要な経費を負担する。
多可町（乙）の役割	1 甲及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営に必要な経費を負担する。

【具体的な取組内容】

事業名	ごみ処理事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域の美しいまちづくりを推進し、快適で衛生的な生活環境を維持するため、ごみ処理施設の運営とごみ収集運搬業務を北播磨清掃事務組合で行う。				
事業効果	ごみ処理業務の運営の効率化により、環境負荷の軽減を図ることができ、快適で衛生的な生活環境を確保することができる。				
役割分担	西脇市	北播磨清掃事務組合への負担金の支出			
	多可町	北播磨清掃事務組合への負担金の支出			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業費（千円）	929,141	929,141	929,141	929,141	929,141
活用を想定する補助制度等					

③ 火葬及び葬儀業務の連携

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域における火葬及び葬儀業務を共同で実施する。
西脇市（甲）の役割	1 乙と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。
多可町（乙）の役割	1 甲と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。

【具体的な取組内容】

事業名	広域斎場駐車場増設事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	広域斎場において、利用者が滞りなく葬儀できるよう駐車場の拡張整備を行う。				
事業効果	圏域住民の施設の利用需要に対応することで、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、簡素で低廉な葬儀を行うことができる。				
役割分担	西脇市	西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
	多可町	西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	（実施）				
活用を想定する補助制度等					

事業名	広域斎場管理運営事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域の快適で衛生的な生活環境を維持するため、広域斎場を設置し、火葬・葬儀業務を西脇多可行政事務組合で行う。				
事業効果	火葬・葬儀業務の運営の効率化により、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、簡素で低廉な葬儀を行うことができる。				
役割分担	西脇市	西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
	多可町	西脇多可行政事務組合への負担金の支出			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費 (千円)	198,369	198,369	198,369	198,369	198,369
活用を想定する補助制度等					



④ 上下水道業務の連携

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域における上下水道業務の課題を解決し、安定した事業運営及び維持の在り方について検討する。
西脇市（甲）の役割	1 圏域の安定した事業運営に向け、乙と連携し、問題解決の方策について検討する。
多可町（乙）の役割	1 圏域の安定した事業運営に向け、甲と連携し、問題解決の方策について検討する。

【具体的な取組内容】

事業名	上下水道基盤強化事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域における上下水道事業の安定した事業運営を図ることを目的に、問題解決等必要な取組について検討する。				
事業効果	各市町が保有する施設等経営資源の有効活用及びお客様サービスの向上につながる。				
役割分担	西脇市	安定した事業運営に向けての必要な取組の検討			
	多可町	安定した事業運営に向けての必要な取組の検討			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	（検討）				
活用を想定する補助制度等					

3 結びつきやネットワークの強化

(1) 地域公共交通

① 地域公共交通ネットワークの維持及び強化

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内の生活バス路線を運行する事業者の支援を行うとともに、甲及び乙が運行するコミュニティバスの利便性の向上に取り組む。
西脇市（甲）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。 乙及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。 甲が運行するコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。
多可町（乙）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。 甲及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。 乙が運行する甲の区域内に乗り入れるコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。



【具体的な取組内容】

事業名	コミュニティバス運行事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域内において、各市町が圏域住民等の移動手段となるコミュニティバスを運行する。また、多可町コミュニティバスが西脇市内を運行している実態を踏まえ、ルート変更やダイヤ編成等に当たっては、両市町及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性と運行の効率性に配慮した調整を行う。				
事業効果	交通弱者等のバス利用者が自由に安心して外出できる利便性の高い移動手段を確保することができる。				
役割分担	西脇市	コミュニティバスの運行、運行調整			
	多可町	コミュニティバスの運行、運行調整			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費(千円)	86,158	86,158	86,158	86,158	86,158
活用を想定する補助制度等					

事業名	地方バス等公共交通維持確保対策事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域内において、圏域住民等の移動手段となる路線バスを運行するバス事業者に対して、運行経費の補助を行う。				
事業効果	交通弱者等のバス利用者が自由に安心して外出できる利便性の高い移動手段を確保することができる。				
役割分担	西脇市	バス事業者に対する運行経費の補助			
	多可町	バス事業者に対する運行経費の補助			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費(千円)	21,280	21,280	21,280	21,280	21,280
活用を想定する補助制度等	バス対策(県単独路線維持等)費補助金				

(2) 道路等の交通インフラの整備

① 幹線道路の整備

【形成協定の内容】

取組の内容	円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域の主要な道路交通ネットワークの形成に向けた整備促進に取り組む。
西脇市（甲）の役割	1 国道 427号の整備促進に向けた取組を乙と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2 JR鍛冶屋線跡地道路の整備促進に向けた取組を乙と連携して行う。
多可町（乙）の役割	1 国道 427号の整備促進に向けた取組を甲と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2 JR鍛冶屋線跡地道路の整備促進に向けた取組を甲と連携して行う。

【具体的な取組内容】

事業名	国道 427号整備促進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	救急搬送体制の強化や産業振興をはじめ、圏域の活性化に必要不可欠となる圏域内外を結ぶ広域幹線道路である国道 427号の整備を促進する。特に西脇道路の整備促進と豊部バイパスの早期事業化に向け、関係機関と事業調整等を行うとともに、整備促進に対する住民意識の高揚を図る。				
事業効果	圏域における円滑な道路交通体系が形成され、圏域内外の交流や連携が活発になるとともに、圏域住民の交通の利便性の向上を図ることができる。				
役割分担	西脇市	関係機関との調整、期成同盟会を通じた要望活動			
	多可町	関係機関との調整、期成同盟会を通じた要望活動、豊部バイパスの早期事業化			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	50	50	50	50	50
活用を想定する補助制度等					

事業名	JR鍛冶屋線跡地道路整備促進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	救急搬送体制の強化や産業振興をはじめ、圏域の活性化に必要な不可欠となる圏域内を結ぶ幹線道路であるJR鍛冶屋線跡地道路の整備促進に向け、市道市原羽安線に関連する県事業の早期着手の要望活動とともに、都市計画道路西脇明石線（アピカ西脇～西脇大橋）の事業化に向けた取組を行う。				
事業効果	圏域における円滑な道路交通体系が形成され、圏域内の交流や連携が活発になるとともに、圏域住民の交通の利便性と安全性の向上を図ることができる。				
役割分担	西脇市	期成同盟会を通じた要望活動、西脇明石線の事業化に向けた取組			
	多可町	期成同盟会を通じた要望活動			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	50	50	50	50	50
活用を想定する補助制度等					



(3) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

① 学校給食の地産地消の推進

【形成協定の内容】

取組の内容	学校給食における地産地消を推進するとともに、食に関する正しい知識を普及するため、地元食材の積極的な導入に取り組む。
西脇市（甲）の役割	1 学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、連絡会議を設置し、必要な調査研究を行う。
多可町（乙）の役割	1 学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、甲が設置する連絡会議での調査研究に協力する。

【具体的な取組内容】

事業名	学校給食地産地消推進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域で生産される農産物等の消費拡大と安全・安心な学校給食の提供に向け、調査研究を行うための連絡会議を設置し、食材の供給システムを構築する。				
事業効果	学校園に通う児童・生徒により安全・安心な学校給食を提供することができ、地産地消と食育の推進につながる。				
役割分担	西脇市	連絡会議の設置・運営、調査研究			
	多可町	連絡会議の運営・調査研究の協力			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	—	—	—	—	—
活用を想定する補助制度等					

(4) 地域内外の住民との交流・移住促進

① 地域資源の活用による交流・移住の促進

【形成協定の内容】

取組の内容	<p>交流人口の拡大による活性化を図るため、圏域の有する自然や歴史文化、伝統産業等の多様な地域資源の活用及び連携に取り組む。また、圏域への移住促進を図るため、移住や定住に係る情報発信を行うとともに、受入体制の充実に向けた取組を推進する。</p>
西脇市（甲）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。 2 乙と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。 3 乙と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光ルートの設定に取り組む。 4 乙と連携して、圏域外に移住や定住に関する情報発信を行うとともに、移住者の交流の場の設置など、受入体制の充実に向けた取組を行う。
多可町（乙）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。 2 甲と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。 3 甲と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光ルートの設定に取り組む。 4 甲と連携して、圏域外に移住や定住に関する情報発信を行うとともに、移住者の交流の場の設置など、受入体制の充実に向けた取組を行う。



【具体的な取組内容】

事業名	北はりま田園空間博物館事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域の有形・無形の地域資源を包括して、屋根のない博物館の展示物としてとらえ、総合案内所（道の駅北はりまエコミュージアム）を拠点に都市との交流やにぎわいの創出などの地域づくり活動を行う特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館に対する事業支援を行う。				
事業効果	圏域の多様な地域資源を活用することで、圏域の魅力が高まり、交流人口の拡大と郷土に対する誇りの醸成を図ることができ、圏域の活性化につながる。				
役割分担	西脇市	北はりま田園空間博物館への補助、事業支援			
	多可町	北はりま田園空間博物館への補助、事業支援			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	15,913	15,913	15,913	15,913	15,913
活用を想定する補助制度等					

事業名	北はりまハイランド構想推進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	豊かな自然環境など圏域の特性を生かし、生活交流基盤の整備と都市との交流の促進を図り、圏域の活性化を目指す北はりまハイランド構想の推進に取り組む。				
事業効果	交流舞台にふさわしい基盤整備と都市との交流人口の拡大により、圏域住民の快適な生活環境を創出するとともに、経済をはじめとする圏域の活性化につながる。				
役割分担	西脇市	協議会の運営、計画の推進、構想に基づく事業推進			
	多可町	協議会の運営、計画の推進、構想に基づく事業推進			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	800	800	800	800	800
活用を想定する補助制度等					

事業名	アンテナショップ運営事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	地元産品の販売や地域の情報の発信・提供を行い、都市住民との交流促進を図るアンテナショップを神戸市内に設置し、運営を行う。				
事業効果	地元産品の消費拡大を図ることができるとともに、都市部での地域情報の発信等を通じた交流活動が促進され、圏域の活性化が期待できる。				
役割分担	西脇市	地元イベント等の情報の提供			
	多可町	アンテナショップの運営支援、地域イベント等の情報発信			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621
活用を想定する補助制度等					

事業名	市民農園運営事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	農業体験を通じた都市と農村の交流活動の促進を図るため、交流活動の拠点となる滞在型市民農園を設置し、運営を行う。また、農地及び農作物のオーナー制度による交流事業に取り組む。				
事業効果	遊休農地の有効活用を図ることができるとともに、滞在人口が増加することで、地元住民との交流活動が促進され、圏域の活性化が期待できる。				
役割分担	西脇市	オーナー制度の情報発信等			
	多可町	滞在型市民農園の管理運営、オーナー制度の情報発信等			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	—	—	—	—	—
活用を想定する補助制度等					

事業名	結婚活動促進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域内での定住促進に向け、結婚の促進を図るため、圏域内で結婚を希望する未婚男女に出会いの機会を創出するイベントの開催など、結婚を支援する上で成果が見込まれる事業を実施する。				
事業効果	成婚を実現することで、圏域住民の結婚による家庭生活の安定と住民福祉の向上を図ることができ、定住の促進や少子化対策に資することが期待できる。				
役割分担	西脇市	婚活イベントの開催・運営支援、多可町におけるイベントの協力・情報提供			
	多可町	婚活イベントの開催・運営支援、西脇市におけるイベントの協力・情報提供			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費(千円)	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
活用を想定する補助制度等					

事業名	移住・定住促進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域への移住及び圏域内での定住の促進を図るため、移住者の交流の場の設置など受入体制の充実に向けた検討を行うとともに、地域特性を生かし、暮らしやすさや子育てに適した環境等の情報発信やPR活動を行う。				
事業効果	圏域内の移住・定住支援策や暮らしやすさ等の情報発信を行うことにより、圏域内の移住・定住促進を図ることができる。				
役割分担	西脇市	交流の場の設置に向けた検討、支援策等の情報発信及び周知活動			
	多可町	交流の場の設置に向けた検討への協力、支援策等の情報発信及び周知活動			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費(千円)	(検討)				
活用を想定する補助制度等					

(5) その他

① 環境・エネルギー対策の推進

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域全体で地球環境への負荷が少ない低炭素社会の構築を図るため、温室効果ガスの排出量削減に資する再生可能エネルギーの活用を推進する。
西脇市（甲）の役割	1 乙が取り組む木質バイオマスエネルギー促進事業の推進に向け、普及拡大等必要な協力を行う。 2 公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの有効活用に向け、新エネルギービジョンの策定並びに必要な調査研究及び普及啓発に取り組む。
多可町（乙）の役割	1 太陽光発電等の再生可能エネルギーとともに、間伐材を利用した木質バイオマスエネルギーの公共施設への導入を促進し、バイオマスタウン構想の実現を図る。 2 甲と協力して、再生可能エネルギーの有効活用に向け、必要な調査研究等を行う。

【具体的な取組内容】

事業名	木質バイオマスエネルギー利用促進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域が有する豊富な森林資源から産出される間伐材等をエネルギー資源として有効活用する木質バイオマスエネルギーの利用促進と普及拡大を図るため、木質バイオマス供給センターを運営するとともに、チップボイラーの公共施設への導入と普及拡大に向けた調査研究を行う。				
事業効果	化石燃料への代替エネルギーとして利用することで、二酸化炭素排出量の削減と森林資源の有効活用を図ることができ、地球環境への負荷の少ない資源循環型社会システムの構築につながる。				
役割分担	西脇市	原料確保、チップボイラー等の導入の調査研究			
	多可町	チップ燃料供給地としての体制整備、チップボイラー等の導入・普及拡大の調査研究			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	→				
事業費（千円）	3,000	3,050	3,050	3,050	3,050
活用を想定する補助制度等					

事業名	再生可能エネルギー導入推進事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	温室効果ガスの排出量の積極的な削減により、地球環境への負荷が少ない低炭素社会を形成するため、公共施設等への太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を推進する。また、圏域全体での取組を推進するため、再生可能エネルギーへの利用転換や活用を支援する調査研究を行う。				
事業効果	二酸化炭素排出量の削減と圏域のエネルギー自給率の向上を図ることができ、地球環境への負荷の少ない資源循環型社会システムの構築につながる。				
役割分担	西脇市	公共施設等への太陽光発電等の導入、再生可能エネルギーの有効活用・普及拡大に向けた調査研究・普及啓発			
	多可町	公共施設等への太陽光発電等の導入、再生可能エネルギーの有効活用・普及拡大に向けた調査研究等の協力			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	➔				
事業費 (千円)	3,249	3,078 (検討)	78	78	78
活用を想定する補助制度等					



② 住民相談窓口の相互利用

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域住民の暮らしの安全と安心を確保するとともに、利便性の向上を図るため、消費生活相談をはじめ、各種相談窓口を圏域住民が相互利用できる体制整備を推進する。
西脇市（甲）の役割	1 圏域の拠点的功能を持つ消費生活相談窓口として、消費生活に関する情報発信及び相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備に取り組む。 2 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、必要に応じて検討を行う。
多可町（乙）の役割	1 圏域全体の消費生活相談窓口として、相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備に向けた調整及び事務に甲と協力して取り組む。 2 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、甲とともに必要に応じて検討を行う。

【具体的な取組内容】

事業名	消費生活・多重債務相談窓口の相互利用の推進				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	専門的知識を有する消費生活相談員を配置し、両市町で実施している消費生活・多重債務相談について、消費者被害への迅速で適切な対応を行うため、相談窓口の相互利用を実施し、相談体制の充実を図る。				
事業効果	相談体制の充実と相談窓口の利便性の向上により、圏域住民の消費生活の安定と向上を図ることができる。				
役割分担	西脇市	圏域の拠点的功能を持つ相談窓口の設置・機能強化、相互利用の住民周知			
	多可町	圏域全体の相談窓口の設置・機能強化、相互利用の住民周知			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費（千円）	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
活用を想定する補助制度等	消費者行政活性化事業補助金				

4 圏域マネジメント能力の強化

(1) 人材の育成及び確保

【形成協定の内容】

取組の内容	職員の職務遂行能力の向上を図り、圏域全体にわたる政策形成や事業推進ができる人材を育成するため、外部人材の活用、合同研修等の実施に取り組む。
西脇市（甲）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を乙と合同で開催するとともに、取組の企画及び調整を行う。 2 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実施に向け、専門家等外部人材の活用を図る。 3 人事交流について調査研究を行うとともに、必要に応じて人事交流を行う。
多可町（乙）の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を甲と合同で開催する。 2 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実現に向け、専門家等外部人材の活用を図る。 3 甲と協議の上、必要に応じて人事交流を行う。



【具体的な取組内容】

事業名	職員人材育成・確保事業				
関係市町	西脇市・多可町				
事業概要	圏域の自治体職員の職務遂行能力の向上を図るため、合同研修会を実施する。また、圏域の政策課題に適切に対応できる人材を確保するため、専門的知識を有する人材の活用や育成を行うとともに、両市町が相互補完できる分野における職員の人事交流について検討を行う。				
事業効果	圏域の自立と持続可能な成長をけん引する人材を育成・確保することで、圏域の政策課題について円滑な解決を図ることができる。				
役割分担	西脇市	合同研修会の企画・開催、外部人材の活用・人事交流等の調査研究			
	多可町	合同研修会の企画・開催の協力、外部人材の活用・人事交流等の調査研究の協力			
事業計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
					
事業費 (千円)	450	450	450	450	450
活用を想定する 補助制度等					

5 取組内容の推進に向けて

(1) 基本的な考え方

この共生ビジョンを着実に推進していくため、北はりま定住自立圏を形成する西脇市及び多可町が圏域全体の活性化と圏域住民の生活機能の向上の観点から、各取組内容について担当部門を中心に専門的に協議を行い、計画的に事業を進め、圏域の将来像『“うるおい”と“やすらぎ”を感じる暮らし豊かな北はりまの郷』の実現を図っていきます。また、行政だけでなく、必要に応じて関係機関や圏域住民等とも連携や協力を積極的に行っていくものとします。

なお、取組内容の実施に当たっては、定住自立圏構想に係る国の支援措置等を効果的に活用しながら進めていくものとします。

(2) 進行管理

この共生ビジョンに示した具体的な取組内容については、多可町と協力しながら、中心市である西脇市において年次ごとに取組内容の進捗状況の把握・検証を行います。

こうした進捗状況については、圏域の住民代表等で構成する北はりま定住自立圏共生ビジョン会議において必要に応じて報告を行うとともに、委員の評価や意見を踏まえ、共生ビジョンの更なる推進に反映させていくものとします。

また、圏域の住民に対しても、広報紙等を通じて情報提供を図っていきます。

(3) 変更手続

この共生ビジョンの計画期間内における内容の変更については、国の定住自立圏推進要綱に従い、北はりま定住自立圏共生ビジョン会議での協議を経た上で行うものとします。



資 料

1 北はりま定住自立圏における取組経緯

《平成20年》

- 7月 総務省による定住自立圏構想の概要説明・先行団体の募集
- 10月6日 総務省次年度重点施策説明会（大阪市）
 - ・定住自立圏構想の本格実施の説明。西脇市において調査検討及び隣接市町等との事務調整を開始

《平成21年》

- 6月16日 西脇市・多可町の首長間で構想推進について合意
- 7月28日 先行団体の視察（赤穂市・上郡町）
- 8月17日 定住自立圏等民間投資促進交付金に係る協議（兵庫県庁）
- 9月3日 第1回定住自立圏構想推進連絡会議（西脇市役所）
- 9月29日 第2回定住自立圏構想推進連絡会議（多可町役場）
- 10月20日 第3回定住自立圏構想推進連絡会議（西脇市役所）
- 12月4日 両市町合同研修会（西脇市生涯学習まちづくりセンター）

《平成22年》

- 1月12日 第4回定住自立圏構想推進連絡会議（多可町役場）
- 1月29日 西脇市による中心市宣言（全国42番目）
- 2月23日 第5回定住自立圏構想推進連絡会議（西脇市役所）
- 3月26日 定住自立圏構想推進セミナーin彦根（滋賀県彦根市）
 - ・西脇市長による取組事例の発表
- 4月14日 第6回定住自立圏構想推進連絡会議（多可町役場）
- 4月30日 定住自立圏構想連絡会議に専門部会を設置
- 6月25日 定住自立圏形成協定を地方自治法第96条第2項の規定による議決事件とすることに関する条例を両市町議会で議決、制定
- 7月12日 第7回定住自立圏構想推進連絡会議（西脇市役所）
- 7月23日 第8回定住自立圏構想推進連絡会議（多可町役場）
- 8月4日 定住自立圏形成協定（案）について総務省と事前相談
- 9月27日 西脇市議会、定住自立圏形成協定を議決
- 9月28日 多可町議会、定住自立圏形成協定を議決
- 第9回定住自立圏構想連絡会議（西脇市役所）
- 10月6日 定住自立圏形成協定調印式（西脇市生涯学習まちづくりセンター）
- 10月28・29日 定住自立圏・全国市町村長サミット2010in南信州（長野県飯田市）
 - ・西脇市長による取組事例の発表（医療分科会）
- 11月1日 第1回定住自立圏共生ビジョン懇談会
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)
- 12月27日 第10回定住自立圏構想連絡会議（多可町役場）

《平成23年》

- 1月18日 第2回定住自立圏共生ビジョン懇談会
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)
- 2月2日 共生ビジョン案のパブリック・コメントの実施
～22日 ・3件の意見提出
- 3月29日 第3回定住自立圏共生ビジョン懇談会
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)
- 3月31日 北はりま定住自立圏共生ビジョン策定
- 5月25日 第11回定住自立圏構想連絡会議 (西脇市役所)
- 10月18日 第12回定住自立圏構想連絡会議 (多可町役場)

《平成24年》

- 3月1日 平成23年度第1回定住自立圏共生ビジョン懇談会
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)
- 5月2日 第13回定住自立圏構想連絡会議 (多可町役場)
- 6月8日 総務省「定住自立圏推進調査事業」採択
・北はりま定住自立圏「地域医療を支える」基盤整備調査事業
- 9月3日 平成24年度第1回定住自立圏共生ビジョン懇談会 (西脇市民会館)

《平成25年》

- 4月19日 第14回定住自立圏構想連絡会議 (西脇市役所)
- 10月19日 平成25年度第1回定住自立圏共生ビジョン懇談会
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)
- 10月30日 湖東定住自立圏の視察受入れ

《平成26年》

- 6月13日 第15回定住自立圏構想連絡会議 (多可町役場)
- 10月2日 第16回定住自立圏構想連絡会議 (多可町役場)
- 11月18日 平成26年度第1回定住自立圏共生ビジョン会議 (西脇市役所)
- 12月3日 北はりま定住自立圏共生ビジョンに関する首長懇談会 (西脇市役所)

《平成27年》

- 4月10日 第17回定住自立圏構想連絡会議 (西脇市役所)
- 7月7日 北はりま定住自立圏共生ビジョンに関する首長懇談会
(多可町中央公民館)
- 7月28日 第18回定住自立圏構想連絡会議 (多可町役場)
- 9月1日 第19回定住自立圏構想連絡会議 (西脇市役所)
- 9月15日 平成27年度第1回定住自立圏共生ビジョン会議
(西脇市生涯学習まちづくりセンター)
- 11月12日 平成27年度第2回定住自立圏共生ビジョン会議
(西脇市コミュニティセンター西脇区会館)

《平成28年》

- | | |
|--------|--|
| 1月18日 | 共生ビジョン案のパブリック・コメントの実施 |
| ～2月16日 | ・10件の意見提出 |
| 1月20日 | 定住自立圏形成協定の変更に係る協定締結 |
| 1月22日 | 第20回定住自立圏構想連絡会議（多可町役場） |
| 3月10日 | 平成27年度第3回定住自立圏共生ビジョン会議
(西脇市生涯学習まちづくりセンター) |

平成27年度 共生ビジョン会議の概要

○第1回会議

- | | |
|------|--|
| と き | 平成27年9月15日（火） 午後2時30分～午後4時 |
| と ころ | 西脇市生涯学習まちづくりセンター 3階ホール |
| 内 容 | ・西脇市長あいさつ
・第1次北はりま定住自立圏共生ビジョンの進捗状況について
・第2次北はりま定住自立圏共生ビジョンの策定スケジュールについて
・第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン第1～第2（案）について
・北播磨広域定住自立圏の概要について |

○第2回会議

- | | |
|------|---|
| と き | 平成27年11月12日（木） 午後3時～午後5時 |
| と ころ | 西脇市コミュニティセンター西脇区会館（センティア西脇） ホール |
| 内 容 | ・第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン（素案）について
・パブリック・コメントの実施について |

○第3回会議

- | | |
|------|--|
| と き | 平成28年3月10日（木） 午後3時30分～午後4時50分 |
| と ころ | 西脇市生涯学習まちづくりセンター 3階ホール |
| 内 容 | ・パブリック・コメントの実施結果について
・第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン（案）について |

2 北はりま定住自立圏共生ビジョン会議委員名簿

(敬称略)

氏名	政策分野	選出市町	所属・役職
浅野 良一	学識経験者	共通	国立大学法人兵庫教育大学・教授
藤田 位	医療	共通	西脇市多可郡医師会・会長
富永 なおみ	医療	西脇市	西脇小児医療を守る会・代表
好岡 輝壽	教育	西脇市	(公財)西脇市文化スポーツ振興財団・副理事長
宮崎 晴樹	教育	多可町	多可町文化連盟・代表理事
齋藤 太紀雄	産業振興	西脇市	西脇商工会議所・会頭
小寺 博史	産業振興	多可町	多可町商工会・会長
笹倉 照暉	産業振興	共通	西脇青年会議所・理事長
篠田 重一	産業振興	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会・会長
安藤 松子	産業振興	多可町	みつばグループ・代表
谷舗 尚彦	公共交通	共通	神姫バス株式会社西脇営業所・所長
近藤 文博	観光交流	西脇市	西脇市観光協会・理事
藤井 英延	観光交流	多可町	多可町観光交流協会・会長
村井 寛子	観光交流	共通	NPO法人北はりま田園空間博物館・理事
齋藤 周藏	地域活動	西脇市	西脇市連合区長会・会長
工古田 隆夫	地域活動	多可町	多可町区長会・会長
中道 忠憲	環境	多可町	北はりま森林組合・組合長

3 北はりま定住自立圏共生ビジョン会議条例

(設置)

第1条 北はりま定住自立圏における具体的な取組等を示す北はりま定住自立圏共生ビジョンの策定等について協議するため、北はりま定住自立圏共生ビジョン会議（以下「ビジョン会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ビジョン会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北はりま定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、定住自立圏構想の推進に関すること。

(組織)

第3条 ビジョン会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 北はりま定住自立圏の形成に関する協定書に掲げられた政策分野の関係者
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 ビジョン会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、ビジョン会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 ビジョン会議の会議は、会長が招集する。

2 ビジョン会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第8条 ビジョン会議に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あ

らかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第10条 ビジョン会議の庶務は、企画担当部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改める。

別表中

「

総合計画審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額	を
-----------	----	-------	---------------	---

」

「

総合計画審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額	に改める。
北はりま定住自立圏共	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額	
生ビジョン会議委員				

」

4 中心市宣言

わたしたちの西脇市は、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点に位置し、県下最長の加古川とその支流が合流する自然豊かな土地に展けたまちです。恵まれた自然を享受して、先人たちは豊かな暮らしと文化を育んできました。近世以降、綿織物・播州織と播州釣針のわが国屈指の産地として、さらには北播磨の商都として栄え、兵庫県内陸部で最初に市制を施行し、当地域の拠点都市として発展を遂げてきました。

また、東経 135度と北緯35度が市域で交差し、日本列島の中心に当たることから「日本のへそ」を標榜し、「日本のへそ」に住む自覚と誇りを持って、個性豊かなまちづくりを展開しています。

しかしながら、社会成長の大前提である人口が今後国レベルで減少する時代を迎え、さらには社会経済のグローバル化の進展などと相まって、地方自治体はこれまでの成長社会において経験したことのない多くの複雑な課題に直面しています。住民生活に最も身近な市町村では、こうした時代の潮流を的確にとらえ、地域の英知と行動力を最大限に発揮して、急激に変化する社会経済環境に確実に対応し、持続可能な地域経営を展開していくことが求められています。

このような中、本市では、今後は単独であらゆる住民ニーズを充足するフルセット型の行政を志向するのではなく、周辺市町との連携と役割分担を図り、さらには地域住民との協働により、将来にわたりより豊かな生活機能を確保し、確かな安心と強い活力があふれる地域を創造していくことが必要であると考えています。これまでも一部事務組合による行政事務の共同処理など周辺市町との広域連携に取り組んできましたが、こうした連携を今一步進めていくことが重要であります。また、住民生活の活動範囲は、自治体の枠組みにとらわれず、居住区域を越えて拡大しており、広域的な結びつきはますます強くなってきています。こうした背景を踏まえ、本市では、周辺市町と力を合わせて、地域全体の繁栄と発展に努めていかなければならないと認識しています。

以上のことを自覚し、本市は周辺市町とともに、定住自立圏の形成に向けた取組を進めてまいります。

このことは、それぞれの自治体が持つ特性を最大限に生かしながら、行政のみならず、地域の多様な主体が総力を結集して、このふるさとに住む人々が豊かに暮らせる、魅力ある地域づくりを進め、地方における生活圏の新しい姿を創り出そうとするものであります。

その実現に向け、西脇市は定住自立圏の中心市として、生活機能の充実を図るとともに、周辺市町との相互理解と共通理念の下、地域全体のマネジメントを担う役割の重要性を十分に認識し、圏域の持続的な発展のために全力で取り組むことをここに宣言しま

す。

平成22年1月29日

西脇市長

來住壽一

1 西脇市における都市機能の集積状況

西脇市は、古くから北播磨地域の拠点都市として発展してきたことから、住民の生活機能を確保し、圏域の振興を図る上で中核的な役割を担う都市機能について、一定の集積があります。

定住自立圏を形成する中心市としての行政及び民間分野における主な都市機能の集積状況については、次のとおりです。

分野	都市機能	施設名等	備考	
医療	公立病院	西脇病院	18科 320床	
	民間病院	大山病院	14科 110床	
	休日急患センター	西脇多可休日急患センター	西脇病院内	
福祉	特別養護老人ホーム	みぎわ園	135床	
		楽寿園	110床	
		オンベリーコ	50床	
		向陽苑	54床	
	介護老人保健施設	しばざくら荘		
	障害者施設	西脇市障害者地域活動支援センター		
		ワークホームタンポポ		
	保育施設	市立2園、私立7園		
	総合福祉施設	総合福祉センター萩ヶ瀬会館		
黒田庄福祉センター				
勤労福祉センター				
教育・文化・スポーツ	高等学校	県立西脇高等学校		
		県立西脇工業高等学校		
		県立西脇北高等学校		
	文化施設	播磨内陸生活文化総合センター	図書館 郷土資料館	
		西脇市民会館		
		音楽ホール「アピカホール」		
		西脇市岡之山美術館		
			にしわき経緯度地球科学館	
	スポーツ施設	西脇公園	野球場・テニスコート・屋内ゲートボール場	

2 西脇市における都市機能の利用状況等

西脇市の主な都市機能の利用状況等については、次のとおりです。

(1) 中核的な医療機能

平成21年11月に全面改築を終えた市立西脇病院は、診療科目18科、病床数 320床を擁し、救急指定病院や災害拠点病院等の指定を受けており、北播磨北部地域における医療拠点となっています。

また、病院内には休日急患センターの機能も併設しています。

その他救急指定病院である大山病院もあり、市立西脇病院とともに市内にとどまらず、近隣市町からの患者の受入れを行っており、圏域住民の安全・安心な暮らしを支えています。

■市立西脇病院の利用状況（平成20年度）

区分	西脇市	多可町	その他	計
外来患者数	68,436	21,205	41,138	130,779
入院患者数	40,850	16,303	34,356	91,509
救急車搬送件数	1,154 *		1,038	2,192

* は、にしたか消防本部（西脇市・多可町で設置）の搬送件数

■西脇多可休日急患センター（旧西脇市多可郡休日応急診療センター）の利用状況（平成20年度）

区分	西脇市	多可町	その他	計
利用者数	250	118	42	410

(2) 教育・文化機能

市内には、県立高等学校が3校あり、うち1校は昼間課程だけでなく夜間課程も開設しており、周辺市町から多数の学生が通学しています。

また、昭和58年に開設された播磨内陸生活文化総合センターには、図書館が設置されており、圏域住民に利用されています。

■市内の高等学校の通学者（平成21年12月1日現在）

区分	西脇市	多可町	その他	計
西脇高等学校	410	276	261	947
西脇工業高等学校	330	63	293	686
西脇北高等学校	51	20	64	135

■西脇市図書館の利用状況（平成21年）

区分	西脇市	多可町	その他	計
登録者数	12,769	1,835	1,131	15,735
貸出冊数	118,034	5,052	4,147	127,233

(3) 商工業機能

地場産業である播州織の興隆とともに発展してきた本市では、早くから「北播磨の商都」としての商業機能が集積しています。

また、工業団地は立地していないものの、市街化調整区域への工場立地など産業誘導を進めており、誘致企業である電子部品産業の製造品出荷額が占める割合が高くなっています。

■西脇市の商業の概要（平成19年度）

区分	商店数	従業者数	年間商品販売額（万円）
卸売業	196	1,158	4,761,603
小売業	517	3,058	5,007,384

■西脇市の工業の概要（平成20年度）

事業所数	従業者数	製造品出荷額等（万円）	付加価値額等（万円）
189	4,764	16,163,694	4,841,299

(4) 交通機能

市内には国道 175号や 427号などが走っており、圏域のみならず広域での移動や物流機能を担っています。また現在、地域高規格道路・東播丹波連絡道路を形成する国道 175号西脇バイパスの4車線化や西脇北バイパスの整備が進められており、一層の広域交流や地域活性化の促進が期待されています。

一方、公共交通では、鉄道としてJR加古川線が通っており、市内に7駅があります。バス路線としては、西脇営業所から大阪方面を結ぶ高速バスや神戸方面を結ぶ急行バスなどが運行されています。

■市内駅の1日平均乗客数（平成20年度）

	西脇市駅	その他の駅	合計
JR加古川線	631	96	727

■市内発着バスの運輸状況（平成20年度）

	西脇営業所 発着本数	営業距離 (km)	乗車人員	1日当たり 平均乗車人員
神姫バス	82	219.0	2,032,175	5,567

3 周辺市町との連携を想定する取組

本市を中心市とした定住自立圏では、圏域全体の発展と圏域住民の利便性の向上のため、周辺市町と連携し、次のような取組を推進していくことを想定しています。

(1) 生活機能の強化

ア 医療

- ・圏域医療の中核病院である市立西脇病院の質の高い医療の提供に向けた機能強

化

- ・市立西脇病院を中心とした病院及び診療所との連携強化及びネットワーク化
- ・圏域住民等が主体となった地域医療を守るための活動支援
- ・市立西脇病院内での休日急患センターの共同設置運営
- ・その他圏域の医療資源を確保し、地域医療体制の充実に関する取組

イ 福祉

- ・福祉施設の広域的利用の推進及び拠点施設の整備
- ・介護、福祉分野における認定審査会の共同設置運営

ウ 教育・文化

- ・圏域内での一体的利用を踏まえた学校給食施設の統合整備
- ・図書館等生涯学習施設における利便性向上のための連携強化
- ・文化及びスポーツ施設の相互利用及び広域的活用

エ 産業振興

- ・農畜産物における特産品の普及及び開発
- ・播州織等の地場産業の振興に向けた支援
- ・その他圏域の特性や資源を生かした新たな産業の創出等に関する取組

オ その他

- ・消防本部の共同設置運営及び災害時の応援や広域再編による消防・防災体制強化の推進
- ・ごみ処理場及び斎場の共同設置運営

(2) 結びつきやネットワークの強化

ア 地域公共交通

- ・コミュニティバスの利便性向上のための運行改善及び再編ネットワーク化
- ・生活バス路線の運行維持確保
- ・その他圏域内の移動サービスの提供及び公共交通の利用促進に関する取組

イ 道路等の交通インフラ整備

- ・国道 427号をはじめとする広域幹線道路の整備促進

ウ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

- ・直売施設の整備及び有効活用による地産地消の推進
- ・その他圏域内経済の循環につながる地場産品の地産地消の推進に関する取組

エ 地域内外の住民との交流・移住促進

- ・北はりま田園博物館構想等の推進による交流の促進
- ・その他圏域の観光資源の情報発信及びネットワーク化、観光交流事業の実施に関する取組

オ その他結びつきやネットワークの強化に係る連携

- ・低炭素社会の構築に向けた木質バイオマスや太陽光等の新エネルギーの利活用の促進
- ・ICTの活用による窓口サービス及び行政相談サービスにおける圏域住民の相互利用

(3) 圏域マネジメント能力の強化

- ア 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
- ・質の高い医療の提供に向けた医師等の医療従事者の確保
 - ・圏域の政策の推進に資する外部の専門的な人材の登用
- イ 圏域市町村の職員の交流
- ・圏域の政策の推進及び連携の強化に資する職員の人事交流

4 西脇市に対する通勤・通学者の状況

本市の人口状況及び隣接市町からの通勤・通学者（15歳以上）の状況は、次のとおりです。

	人口	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
西脇市	43,953	43,951	44,869	1.021

市町名	人口	就業者・通学者総数 *	西脇市への 就業・通学人口	西脇市への 就業・通学率
多可町	24,304	10,521	2,479	23.6%
加東市	39,970	19,263	1,967	10.2%
加西市	49,396	23,030	799	3.5%
丹波市	70,810	31,792	648	2.0%
篠山市	45,245	20,840	82	0.4%

* 就業者・通学者総数は、自宅において就業する者を除いた数

(平成17年国勢調査)

5 北はりま定住自立圏形成協定

当初協定（締結日 平成22年10月6日）

西脇市（以下「甲」という。）と多可町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定による中心市宣言を行った甲と、甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担して、定住に必要な生活機能を確保し、圏域の住民がより快適に暮らすことのできる定住自立圏を創造することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、北はりまハイランド構想をはじめ甲及び乙が協力し、推進してきた従来の取組も踏まえ、次条に規定する政策分野の取組において、協働又は補完して課題解決に当たり、圏域の活性化に寄与していくものとする。

（連携等を行う取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担し、連携及び協力を行う政策分野は次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、当該各号に規定する者とする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医療体制の確保

a 取組の内容

質の高い、安定した医療サービスを提供するため、圏域の医療拠点である西脇市立西脇病院（以下「西脇病院」という。）における高度医療機能の強化を図るとともに、圏域医療を支える医療施設の整備、充実に取り組む。

b 甲の役割

(a) 西脇病院の医療機能の充実、強化に取り組む。

(b) 関係機関と連携して、西脇病院における医師の招へい、職場環境の整備等による医療従事者の確保、養成に取り組む。

(c) 乙及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。

c 乙の役割

(a) 多可町立診療所の機能維持に取り組むとともに、中町赤十字病院の機能強化及び乙の区域内における一次医療機関の開設への協力、支援を行う。

(b) 甲及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。

(イ) 医療連携の強化

a 取組の内容

増大、多様化する医療ニーズに対応するとともに、圏域内で切れ目のない医療を効果的に提供するため、圏域内にある医療施設における機能の分担、連携の強化を図る。

b 甲の役割

- (a) 乙と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携が強化、促進されるシステムを構築する。
- (b) 地域連携クリティカルパスを中心として、西脇病院と中町赤十字病院の機能の分担、連携診療を推進する。
- (c) へき地医療拠点病院として西脇病院から乙の運営する多可町立診療所に代診医の派遣等必要な診療支援を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 甲と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携が強化、促進されるシステムを構築する。
 - (b) 甲が行う多可町立診療所への診療支援、中町赤十字病院との連携診療等の推進に関する取組に協力する。
- (ウ) 地域医療を守る体制の確立
 - a 取組の内容

限られた医療資源を活用し、圏域において持続性を持った医療の提供を確保するため、圏域ぐるみで地域医療を守り、支える体制を確立する。
 - b 甲の役割
 - (a) 乙と協力して、圏域住民に対し、地域医療に関する普及、啓発活動を行う。
 - (b) 住民等が主体となった地域医療を守り、支える活動を支援するとともに、圏域全体での活動の拡充、連携に向けた取組を推進する。
 - c 乙の役割
 - (a) 甲と協力して、圏域住民に対し、地域医療に関する普及、啓発活動を行うとともに、住民等が主体となった地域医療を守り、支える活動の支援を行う。
- イ 福祉
 - (ア) 認定審査会業務の連携
 - a 取組の内容

介護保険法に規定する介護認定審査及び障害者自立支援法に規定する障害認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。
 - b 甲の役割

介護認定審査会及び障害認定審査会（以下「審査会」という。）を乙と共同で設置し、乙と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。
 - c 乙の役割

審査会を甲と共同で設置し、甲と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。
- ウ 教育・文化
 - (ア) 文化・スポーツ活動の振興
 - a 取組の内容

圏域における文化・スポーツの振興及び拡大を図るため、公共施設の相互利活用を推進し、圏域住民の利便性を向上するとともに、文化・スポーツ活動の交流を促進する。
 - b 甲の役割
 - (a) 甲が設置する公共施設の圏域での広域的利活用を推進するとともに、文化・スポーツ関連イベントの共同実施等乙との事業連携に向けて、総合的な調整を行う。
 - (b) 甲の文化・スポーツイベント等の情報を乙に提供するとともに、甲の住

民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。

c 乙の役割

(a) 乙が設置する公共施設の圏域での広域的利活用を推進するとともに、文化・スポーツ関連イベントの共同実施等甲との事業連携に向けた取組に協力する。

(b) 乙の文化・スポーツイベント等の情報を甲に提供するとともに、乙の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。

(イ) 文化財の保護及び利活用

a 取組の内容

圏域の文化財及び歴史的資料の適切な保護及び有効活用を図るため、文化財収蔵展示施設における広域連携を推進する。

b 甲の役割

(a) 西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館における文化財企画展の共同実施等に向けた検討会議を設置し、事業連携に取り組む。

(b) 圏域全体での効果的な文化財の保護及び調査結果の広範な活用に向けて、文化財の調査及び活用方法について、乙と共同で調査研究を行う。

c 乙の役割

(a) 西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館における文化財企画展の共同実施等事業連携に、甲と協力して取り組む。

(b) 圏域全体での効果的な文化財の保護及び調査結果の広範な活用に向けて、文化財の調査及び活用方法について、甲と共同で調査研究を行う。

エ 産業振興

(ア) 農業の振興

a 取組の内容

地域産業の柱として農業の振興を図り、持続可能な農業を確立するため、地元農産物等を活用した地域ブランドの開発を推進するとともに、消費拡大に向けた販売戦略を展開する。

b 甲の役割

(a) 関係団体等と連携して、乙とともに圏域の特産品である日本のへそゴマの普及を推進するとともに、地元農産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発に取り組む。

(b) 圏域の特産品に関する情報を収集し、知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等の情報発信に関する取組及び支援を乙と協力して行う。

(c) 関係団体等と連携して、消費者ニーズに応じた農産物の生産計画を具体化し、生産拡大を図るとともに、農産物直売施設を設置し、地元農産物の販売促進及び消費拡大に取り組む。

c 乙の役割

(a) 関係団体等と連携して、甲とともに圏域の特産品である日本のへそゴマの普及を推進するとともに、地元農産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発に取り組む。

(b) 圏域の特産品に関する情報を収集し、知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等の情報発信に関する取組及び支援を甲と協力して行う。

(c) 関係団体等と連携して、甲が設置する農産物直売施設への農産物の供給等の協力を行う。

(イ) 播州織の振興

a 取組の内容

圏域共通の地場産業である播州織のブランド化による産地強化を図るため、

新商品の開発を推進するとともに、異業種との連携による事業展開等を行い、播州織の振興に取り組む。

b 甲の役割

財団法人北播磨地場産業開発機構が実施する播州織ブランドの普及、圏域内外への情報発信、販路開拓に関する事業の支援を行う。

c 乙の役割

財団法人北播磨地場産業開発機構が実施する播州織ブランドの普及、圏域内外への情報発信、販路開拓に関する事業の支援を行う。

(ウ) 鳥獣被害防止対策の推進

a 取組の内容

野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、圏域における鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の有効活用に取り組む。

b 甲の役割

(a) 乙と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。

(b) 乙及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。

(c) 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、乙とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、乙が設置を推進する食肉加工処理施設へのシカの提供等必要な協力を行う。

c 乙の役割

(a) 甲と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。

(b) 甲及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。

(c) 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、甲とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、食肉加工処理施設の設置を推進する。

オ その他

(ア) 消防・救急業務の連携及び広域再編

a 取組の内容

圏域における消防・救急業務を共同で実施するとともに、消防を取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、体制の強化を図るため、消防本部の広域再編を推進する。

b 甲の役割

乙と協議した負担割合に従い、にしたか消防本部の運営に必要な経費を負担するとともに、西脇多可行政事務組合、乙及び関係自治体と協力し、消防本部の広域再編に向けて協議し、施設の整備を推進する。

c 乙の役割

甲と協議した負担割合に従い、にしたか消防本部の運営に必要な経費を負担するとともに、西脇多可行政事務組合、甲及び関係自治体と協力し、消防本部の広域再編に向けて協議し、施設の整備を推進する。

(イ) 地域防災力の向上

a 取組の内容

自然災害の発生に備えるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑えるた

- めに、圏域における防災体制の強化に取り組み、地域防災力の向上を図る。
- b 甲の役割
 - (a) 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制を整備するとともに、災害発生時の相互応援体制を確立する。
 - (b) 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制を調査研究する検討会議を設置し、必要な調整を行う。
 - c 乙の役割
 - (a) 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制の整備、災害発生時の相互応援体制の確立に向けて、甲と協力して取り組む。
 - (b) 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制を調査研究する検討会議における調整及び事務に甲と協力して取り組む。
- (ウ) ごみ処理業務の連携
- a 取組の内容

圏域におけるごみ処理業務を共同で実施する。
 - b 甲の役割

乙及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営に必要な経費を負担する。
 - c 乙の役割

甲及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営に必要な経費を負担する。
- (エ) 火葬及び葬儀業務の連携
- a 取組の内容

圏域における火葬及び葬儀業務を共同で実施する。
 - b 甲の役割

乙と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。
 - c 乙の役割

甲と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- ア 地域公共交通
- (ア) 地域公共交通ネットワークの維持及び強化
- a 取組の内容

圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内の生活バス路線を運行する事業者の支援を行うとともに、甲及び乙が運行するコミュニティバスの利便性の向上に取り組む。
 - b 甲の役割
 - (a) 生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。
 - (b) 乙及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。
 - (c) 甲が運行するコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。
 - c 乙の役割
 - (a) 生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交

通の課題解決に向けた調査研究を行う。

- (b) 甲及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。
- (c) 乙が運行する甲の区域内に乗り入れるコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。

イ 道路等の交通インフラの整備

(7) 幹線道路の整備

a 取組の内容

円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域の主要な道路交通ネットワークの形成に向けた整備促進に取り組む。

b 甲の役割

- (a) 国道 427号の整備促進に向けた取組を乙と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。
- (b) 一般県道中安田市原線バイパスの整備促進に向けた取組を乙と連携して行う。

c 乙の役割

- (a) 国道 427号の整備促進に向けた取組を甲と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。
- (b) 一般県道中安田市原線バイパスの整備促進に向けた取組を甲と連携して行う。

ウ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(7) 学校給食の地産地消の推進

a 取組の内容

学校給食における地産地消を推進するとともに、食に関する正しい知識を普及するため、地元食材の積極的な導入に取り組む。

b 甲の役割

学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、連絡会議を設置し、必要な調査研究を行う。

c 乙の役割

学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、甲が設置する連絡会議での調査研究に協力する。

エ 地域内外の住民との交流

(7) 地域資源の活用による交流の促進

a 取組の内容

交流人口の拡大による活性化を図るため、圏域の有する自然や歴史文化、伝統産業等の多様な地域資源の活用及び連携に取り組む。

b 甲の役割

- (a) NPO法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。
- (b) 乙と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。
- (c) 乙と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光ルートの設定に取り組む。

c 乙の役割

- (a) NPO法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、

にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。

- (b) 甲と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。
- (c) 甲と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光ルートの設定に取り組む。

オ その他

(7) 環境・エネルギー対策の推進

a 取組の内容

圏域全体で地球環境への負荷が少ない低炭素社会の構築を図るため、温室効果ガスの排出量削減に資する再生可能エネルギーの活用を推進する。

b 甲の役割

- (a) 乙が取り組む木質バイオマスエネルギー促進事業の推進に向け、普及拡大等必要な協力を行う。
- (b) 公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの有効活用に向け、新エネルギービジョンの策定並びに必要な調査研究及び普及啓発に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 太陽光発電等の再生可能エネルギーとともに、間伐材を利用した木質バイオマスエネルギーの公共施設への導入を促進し、バイオマスタウン構想の実現を図る。
- (b) 甲と協力して、再生可能エネルギーの有効活用に向け、必要な調査研究等を行う。

(4) 住民相談窓口の相互利用

a 取組の内容

圏域住民の暮らしの安全と安心を確保するとともに、利便性の向上を図るため、消費生活相談をはじめ、各種相談窓口を圏域住民が相互利用できる体制整備を推進する。

b 甲の役割

- (a) 圏域の拠点的機能を持つ消費生活相談窓口として、消費生活に関する情報発信及び相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備に取り組む。
- (b) 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、必要に応じて検討を行う。

c 乙の役割

- (a) 圏域全体の消費生活相談窓口として、相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備に向けた調整及び事務に甲と協力して取り組む。
- (b) 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、甲とともに必要に応じて検討を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成及び確保

(7) 取組の内容

職員の職務遂行能力の向上を図り、圏域全体にわたる政策形成や事業推進ができる人材を育成するため、外部人材の活用、合同研修等の実施に取り組む。

(4) 甲の役割

- a 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を乙と合同で開催する

とともに、取組の企画及び調整を行う。

b 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実施に向け、専門家等外部人材の活用を図る。

c 人事交流について調査研究を行うとともに、必要に応じて人事交流を行う。

(ウ) 乙の役割

a 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を甲と合同で開催する。

b 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実現に向け、専門家等外部人材の活用を図る。

c 甲と協議の上、必要に応じて人事交流を行う。

(事務執行に当たっての費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成22年10月6日

甲 西脇市郷瀬町 605番地

西脇市

西脇市長 來住 壽一

乙 多可郡多可町中区中村町 123番地

多可町

多可町長 戸田 善規

変更協定（締結日 平成28年1月20日）

西脇市（以下「甲」という。）と多可町（以下「乙」という。）は、平成22年10月6日に締結した北はりま定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条を次のように改める。

（連携等を行う取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担し、連携及び協力を行う政策分野は次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 医療体制の確保

取組の内容	質の高い、安定した医療サービスを提供するため、圏域の医療拠点である西脇市立西脇病院（以下「西脇病院」という。）における高度医療機能の強化を図るとともに、圏域医療を支える医療施設の整備、充実に取り組む。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"> 1 西脇病院の医療機能の充実、強化に取り組む。 2 関係機関と連携して、西脇病院における医師の招へい、職場環境の整備等による医療従事者の確保、養成に取り組む。 3 乙及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"> 1 多可町立診療所の機能維持に取り組むとともに、多可赤十字病院の機能強化及び乙の区域内における一次医療機関の開設への協力、支援を行う。 2 甲及び西脇市多可郡医師会と協力して、西脇病院内に開設されている西脇多可休日急患センターを運営する。

(2) 医療連携の強化

取組の内容	増大、多様化する医療ニーズに対応するとともに、圏域内で切れ目のない医療を効果的に提供するため、圏域内にある医療施設における機能の分担、連携の強化を図る。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"> 1 乙と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との医療連携が強化、促進されるシステムを構築する。 2 地域連携クリティカルパスを中心として、西脇病院と多可赤十字病院の機能の分担、連携診療を推進する。 3 へき地医療拠点病院として西脇病院から乙の運営する多可町立診療所に代診医の派遣等必要な診療支援を行う。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"> 1 甲と協力して、西脇市多可郡医師会など医療機関関係者等との

	医療連携が強化、促進されるシステムを構築する。 2 甲が行う多可町立診療所への診療支援、多可赤十字病院との連携診療等の推進に関する取組に協力する。
--	--

(3) 地域医療を守る体制の確立

取組の内容	限られた医療資源を活用し、圏域において持続性を持った医療の提供を確保するため、圏域ぐるみで地域医療を守り、支える体制を確立する。
甲の役割	1 乙と協力して、圏域住民に対し、地域医療に関する普及、啓発活動を行う。 2 住民等が主体となった地域医療を守り、支える活動を支援するとともに、圏域全体での活動の拡充、連携に向けた取組を推進する。
乙の役割	1 甲と協力して、圏域住民に対し、地域医療に関する普及、啓発活動を行うとともに、住民等が主体となった地域医療を守り、支える活動の支援を行う。

2 福祉

(1) 認定審査会業務の連携

取組の内容	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護認定審査及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。
甲の役割	1 介護認定審査会及び障害認定審査会（以下「審査会」という。）を乙と共同で設置し、乙と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	1 審査会を甲と共同で設置し、甲と協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

(2) 地域福祉体制の強化

取組の内容	圏域内の高齢者、子ども及び障害のある人等が住み慣れた地域において、いきいきと暮らせる社会を実現するため、地域での見守り等、互いに支える地域福祉体制を強化する。
甲の役割	1 乙と協力して、行政、関係機関、関連団体等による見守りネットワーク（以下「見守りネットワーク」という。）を構築し、高齢者等の見守り事業を推進する。 2 こころの悩み等に関する相談事業を乙と共同で実施する。 3 甲が実施する子育て支援施策等の情報を乙に提供するとともに、施策等の相互利用や共同実施、子育て支援団体等のネットワーク化に向けて、総合的に調整を行う。
乙の役割	1 甲と協力して、見守りネットワークを構築し、高齢者等の見守りを推進する。 2 こころの悩み等に関する相談事業を甲と共同で実施する。 3 乙が実施する子育て支援施策等の情報を甲に提供するとともに、施策等の相互利用や共同実施、子育て支援団体等のネットワーク化に向けた取組に協力する。

3 教育・文化

(1) 文化・スポーツ活動の振興

取組の内容	圏域における文化・スポーツの振興及び拡大を図るため、公共施設の相互利活用を推進し、圏域住民の利便性を向上するとともに、文化・スポーツ活動の交流を促進する。
甲の役割	1 甲が設置する公共施設の圏域での広域的利活用を推進するとともに、文化・スポーツ関連イベントの共同実施等乙との事業連携に向けて、総合的な調整を行う。 2 甲の文化・スポーツイベント等の情報を乙に提供するとともに、甲の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。
乙の役割	1 乙が設置する公共施設の圏域での広域的利活用を推進するとともに、文化・スポーツ関連イベントの共同実施等甲との事業連携に向けた取組に協力する。 2 乙の文化・スポーツイベント等の情報を甲に提供するとともに、乙の住民に対し、圏域全体の文化・スポーツイベント等の情報を周知する。

(2) 文化財の保護及び利活用

取組の内容	圏域の文化財及び歴史的資料の適切な保護及び有効活用を図るため、文化財収蔵展示施設における広域連携を推進する。
甲の役割	1 西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館における文化財企画展の共同実施等に向けた検討会議を設置し、事業連携に取り組む。 2 圏域全体での効果的な文化財の保護及び調査結果の広範な活用に向けて、文化財の調査及び活用方法について、乙と共同で調査研究を行う。
乙の役割	1 西脇市郷土資料館及び那珂ふれあい館における文化財企画展の共同実施等事業連携に、甲と協力して取り組む。 2 圏域全体での効果的な文化財の保護及び調査結果の広範な活用に向けて、文化財の調査及び活用方法について、甲と共同で調査研究を行う。

4 産業振興

(1) 農業の振興

取組の内容	地域産業の柱として農業の振興を図り、持続可能な農業を確立するため、地元農産物等を活用した地域ブランドの開発を推進するとともに、消費拡大に向けた販売戦略を展開する。
甲の役割	1 関係団体等と連携して、乙とともに圏域の特産品である日本のへそゴマの普及を推進するとともに、地元農産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発に取り組む。 2 圏域の特産品に関する情報を収集し、知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等の情報発信に関する取組及び支援を乙と協力して行う。 3 関係団体等と連携して、農産物の生産拡大を図るとともに、農産物直売施設を設置し、地元農産物の販売促進及び消費拡大に取り組む。
乙の役割	1 関係団体等と連携して、甲とともに圏域の特産品である日本のへそゴマの普及を推進するとともに、地元農産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発に取り組む。 2 圏域の特産品に関する情報を収集し、知名度の向上や販路拡大

	に資するPR活動等の情報発信に関する取組及び支援を甲と協力して行う。 3 関係団体等と連携して、甲が設置する農産物直売施設への農産物の供給等の協力をを行う。
--	---

(2) 播州織の振興

取組の内容	圏域共通の地場産業である播州織のブランド化による産地強化を図るため、新商品の開発を推進するとともに、異業種との連携による事業展開等を行い、播州織の振興に取り組む。
甲の役割	1 公益財団法人北播磨地場産業開発機構が実施する播州織ブランドの普及、圏域内外への情報発信、販路開拓に関する事業の支援を行う。
乙の役割	1 公益財団法人北播磨地場産業開発機構が実施する播州織ブランドの普及、圏域内外への情報発信、販路開拓に関する事業の支援を行う。

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

取組の内容	野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、圏域における鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の有効活用に取り組む。
甲の役割	1 乙と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。 2 乙及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。 3 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、乙とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、乙が設置を推進する食肉加工処理施設へのシカの提供等必要な協力をを行う。
乙の役割	1 甲と連携して、広域的かつ効果的な観点から鳥獣被害を防止する防護柵の設置及び維持管理を行う。 2 甲及び兵庫県猟友会西脇多可支部と連携して、有害鳥獣の捕獲に向けた支援を行うとともに、効果的な捕獲方法等鳥獣被害防止対策の研究開発に取り組む。 3 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、甲とともに食肉の加工品の開発及び販売に取り組むとともに、食肉加工処理施設の設置を推進する。

5 その他

(1) 地域防災力の向上

取組の内容	自然災害の発生に備えるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑えるために、圏域における防災体制の強化に取り組み、地域防災力の向上を図る。
甲の役割	1 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制を整備するとともに、災害発生時の相互応援体制を確立する。 2 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制を調査研究する検討会議を設置し、必要な調整を行う。

乙の役割	1 災害警戒時に河川水位や道路交通の状況等必要な情報を相互に提供する体制の整備、災害発生時の相互応援体制の確立に向けて、甲と協力して取り組む。 2 圏域住民に対し、消防サイレン、防災行政無線等を活用した情報伝達体制を調査研究する検討会議における調整及び事務に甲と協力して取り組む。
------	---

(2) ごみ処理業務の連携

取組の内容	圏域におけるごみ処理業務を共同で実施する。
甲の役割	1 乙及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	1 甲及び関係自治体と協議した負担割合に従い、みどり園の運営に必要な経費を負担する。

(3) 火葬及び葬儀業務の連携

取組の内容	圏域における火葬及び葬儀業務を共同で実施する。
甲の役割	1 乙と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運送に必要な経費を負担する。
乙の役割	1 甲と協議した負担割合に従い、西脇多可広域斎場やすらぎ苑の整備及び運営に必要な経費を負担する。

(4) 上下水道業務の連携

取組の内容	圏域における上下水道業務の課題を解決し、安定した事業運営及び維持の在り方について検討する。
甲の役割	1 圏域の安定した事業運営に向け、乙と連携し、問題解決の方策について検討する。
乙の役割	1 圏域の安定した事業運営に向け、甲と連携し、問題解決の方策について検討する。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

(1) 地域公共交通ネットワークの維持及び強化

取組の内容	圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内の生活バス路線を運行する事業者の支援を行うとともに、甲及び乙が運行するコミュニティバスの利便性の向上に取り組む。
甲の役割	1 生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。 2 乙及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。 3 甲が運行するコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。
乙の役割	1 生活バス路線の維持、コミュニティバスの利便性の向上等圏域

	<p>のバス交通の課題解決に向けた調査研究を行う。</p> <p>2 甲及び関係自治体と連携して、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行う。</p> <p>3 乙が運行する甲の区域内に乗り入れるコミュニティバスのルート変更、ダイヤ編成等に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整を行う。</p>
--	--

2 道路等の交通インフラの整備

(1) 幹線道路の整備

取組の内容	円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域の主要な道路交通ネットワークの形成に向けた整備促進に取り組む。
甲の役割	<p>1 国道 427号の整備促進に向けた取組を乙と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。</p> <p>2 J R鍛冶屋線跡地道路の整備促進に向けた取組を乙と連携して行う。</p>
乙の役割	<p>1 国道 427号の整備促進に向けた取組を甲と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。</p> <p>2 J R鍛冶屋線跡地道路の整備促進に向けた取組を甲と連携して行う。</p>

3 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(1) 学校給食の地産地消の推進

取組の内容	学校給食における地産地消を推進するとともに、食に関する正しい知識を普及するため、地元食材の積極的な導入に取り組む。
甲の役割	1 学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、連絡会議を設置し、必要な調査研究を行う。
乙の役割	1 学校給食への供給体制及び供給システムの整備に向け、甲が設置する連絡会議での調査研究に協力する。

4 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 地域資源の活用による交流・移住の促進

取組の内容	交流人口の拡大による活性化を図るため、圏域の有する自然や歴史文化、伝統産業等の多様な地域資源の活用及び連携に取り組む。また、圏域への移住促進を図るため、移住や定住に係る情報発信を行うとともに、受入体制の充実に向けた取組を推進する。
甲の役割	<p>1 特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。</p> <p>2 乙と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。</p> <p>3 乙と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光ルートの設定に取り組む。</p> <p>4 乙と連携して、圏域外に移住や定住に関する情報発信を行うとともに、移住者の交流の場の設置など、受入体制の充実に向けた取組を行う。</p>
乙の役割	1 特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館が実施する圏域内外との交流の促進、にぎわいの創出等に関する事業の支援を行う。

	<p>2 甲と連携して、圏域内外の住民の交流に資する各種イベントの開催支援を行うとともに、一体性又は連続性のあるイベント事業の開催について検討を行う。</p> <p>3 甲と連携して、地域資源の発掘及び活用を行い、圏域の観光ルートの設定に取り組む。</p> <p>4 甲と連携して、圏域外に移住や定住に関する情報発信を行うとともに、移住者の交流の場の設置など、受入体制の充実に向けた取組を行う。</p>
--	---

5 その他

(1) 環境・エネルギー対策の推進

取組の内容	圏域全体で地球環境への負荷が少ない低炭素社会の構築を図るため、温室効果ガスの排出量削減に資する再生可能エネルギーの活用を推進する。
甲の役割	<p>1 乙が取り組む木質バイオマスエネルギー促進事業の推進に向け、普及拡大等必要な協力を行う。</p> <p>2 公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの有効活用に向け、新エネルギービジョンの策定並びに必要な調査研究及び普及啓発に取り組む。</p>
乙の役割	<p>1 太陽光発電等の再生可能エネルギーとともに、間伐材を利用した木質バイオマスエネルギーの公共施設への導入を促進し、バイオマスタウン構想の実現を図る。</p> <p>2 甲と協力して、再生可能エネルギーの有効活用に向け、必要な調査研究等を行う。</p>

(2) 住民相談窓口の相互利用

取組の内容	圏域住民の暮らしの安全と安心を確保するとともに、利便性の向上を図るため、消費生活相談をはじめ、各種相談窓口を圏域住民が相互利用できる体制整備を推進する。
甲の役割	<p>1 圏域の拠点的機能を持つ消費生活相談窓口として、消費生活に関する情報発信及び相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備に取り組む。</p> <p>2 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、必要に応じて検討を行う。</p>
乙の役割	<p>1 圏域全体の消費生活相談窓口として、相談機能の強化を図るとともに、圏域住民が相談窓口を相互に利用できる体制整備に向けた調整及び事務に甲と協力して取り組む。</p> <p>2 圏域住民が各種相談窓口を相互利用できる環境整備について、甲とともに必要に応じて検討を行う。</p>

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材の育成及び確保

取組の内容	職員の職務遂行能力の向上を図り、圏域全体にわたる政策形成や事業推進ができる人材を育成するため、外部人材の活用、合同研修等の実施に取り組む。
甲の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を乙と合同で開催するとともに、取組の企画及び調整を行う。 2 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実施に向け、専門家等外部人材の活用を図る。 3 人事交流について調査研究を行うとともに、必要に応じて人事交流を行う。
乙の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 法制、財務等職務遂行能力の向上に資する職員研修を甲と合同で開催する。 2 圏域の諸課題の解決、活性化等につながる政策の実現に向け、専門家等外部人材の活用を図る。 3 甲と協議の上、必要に応じて人事交流を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月20日

甲 西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 多可郡多可町中区中村町 123番地
多可町
多可町長 戸田善規

第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン (平成28～32年度)

策 定 平成28年3月

策定者 西 脇 市

〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
TEL 0795-22-3111 (代表) FAX 0795-22-1014
ホームページ <http://www.city.nishiwaki.lg.jp/>
メールアドレス sousei@city.nishiwaki.lg.jp

編集 西脇市都市経営部次世代創生課